

札幌市
景觀計畫
【修正案】

2 0 1 6



札幌市

目次

審1 はじめに

第1章 目的と位置付け

パ11

パ71

- 1-1 計画策定の目的 2
- 1-2 位置付け 2
- 1-3 計画の前提 3
 - (1) 景観のとらえ方
 - (2) 計画期間
 - (3) 対象区域
 - (4) 都市計画マスタープランにおける都市づくりの理念等
- 1-4 景観施策の経緯・現状と主要課題 7
 - (1) 景観施策の経緯・現状
 - (2) これからの景観施策の主要課題
- 1-5 計画の構成 10

第2章 札幌の景観特性

- 2-1 自然 12
 - (1) 位置と気候
 - (2) 地形
 - (3) 植生等
 - (4) 公園緑地等
 - (5) 水辺・河川
- 2-2 都市 17
 - (1) これまでの都市づくりと街並みの特徴
 - (2) 道路等
- 2-3 人（暮らし） 24
 - (1) 札幌の歴史と人の気質
 - (2) 文化・ライフスタイル
 - (3) 都市機能・産業

第3章 景観形成の理念・目標・基本姿勢

- 3-1 理念 28
- 3-2 目標 29
- 3-3 基本姿勢 30

第4章 良好な景観の形成に関する方針

- 4-1 札幌の景観特性を踏まえた景観形成の方針・・・35
 - (1) 自然～自然的特性を踏まえた景観形成の方針
 - (2) 都市～市街地等の特性を踏まえた景観形成の方針
 - (3) 人(暮らし)～歴史・文化・暮らしの特性を踏まえた景観形成の方針
- 4-2 特定の地区の特性を踏まえた景観形成の方針・・・40
 - (1) 景観計画重点区域における景観形成の方針
 - (2) (仮称)景観まちづくり推進区域等における景観形成の方針

第5章 良好な景観の形成に向けた取組

- 5-1 届出・協議による景観誘導・・・42
 - (1) 現状と課題
 - (2) 取組の基本的考え方
 - (3) 主な取組
 - (4) 取組を支える制度と運用の考え方
- 5-2 景観資源の保全・活用・・・48
 - (1) 現状と課題
 - (2) 取組の基本的考え方
 - (3) 主な取組
 - (4) 取組を支える制度と運用の考え方
- 5-3 地域ごとの景観まちづくりの推進・・・54
 - (1) 現状と課題
 - (2) 取組の基本的考え方
 - (3) 主な取組
 - (4) 取組を支える制度と運用の考え方
- 5-4 景観形成に関する普及啓発・・・59
 - (1) 現状と課題
 - (2) 取組の基本的考え方
 - (3) 主な取組

審8 付表 景観施策の経緯と新たな景観計画に基づく取組・・・62

第6章 計画の推進にあたって

- 6-1 計画の推進体制・・・64
- 6-2 計画の進行管理・・・65
 - (1) PDCAによる進行管理
 - (2) 活動指標及び成果指標による進行管理

別表

- 別表1 景観計画区域における届出対象行為と景観形成基準等・・・68
- 別表2 景観計画重点区域における届出対象行為と景観形成基準等・・・74
- 別表3 色彩景観基準・・・86

良好な景観は、そこに暮らしている全ての人たちの理解と様々な取組によって形成されるものであり、次の時代へと継承されていくべき市民共通の資産です。良好な景観を形成することは、市民生活に潤いをもたらし、まちに対する愛着と誇りを生み出します。

このような認識のもと、札幌市では昭和 56 年(1981 年)から景観施策を展開し、景観法が制定されて以降は「札幌市都市景観基本計画（平成 9 年策定）」や「札幌市景観計画（平成 20 年策定）」に基づき取組を進めてきました。

しかしながら、近年、人口減少・超高齢社会の到来など、社会経済情勢が大きく変化してきていることに加え、新たな上位計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」が策定されたことなどから、これらの 2 つの計画を見直すこととしました。

今回の見直しでは、景観法において景観計画に定めるものとされている届出に関する基準等に限らず、札幌市の景観施策の総合的な指針としての役割を重視して、多様な内容を盛り込むこととしました。

そのため、「第 2 章 札幌の景観特性」では、取組の具体化にあたって踏まえるべき重要事項として、札幌の景観特性について様々な視点から整理しました。

また、「第 5 章 良好な景観の形成に向けた取組」では、これまでの景観計画にも位置づけてきた届出や景観資源の取組に加え、地域ごとの景観まちづくりや普及啓発も新たに施策の柱として位置付けました。

さらに、本計画に位置付けた具体の取組を確実に推進していくため、計画期間を設定したうえで、短期的な取組を明らかにしたロードマップを示しています。

この計画は、景観法に基づく届出に関わる事業者や行政だけでなく、市民を含めて全ての人々が良好な景観の形成に向けて取り組む際の一助となるよう策定したものです。

第1章

目的と位置付け

第1章 目的と位置付け

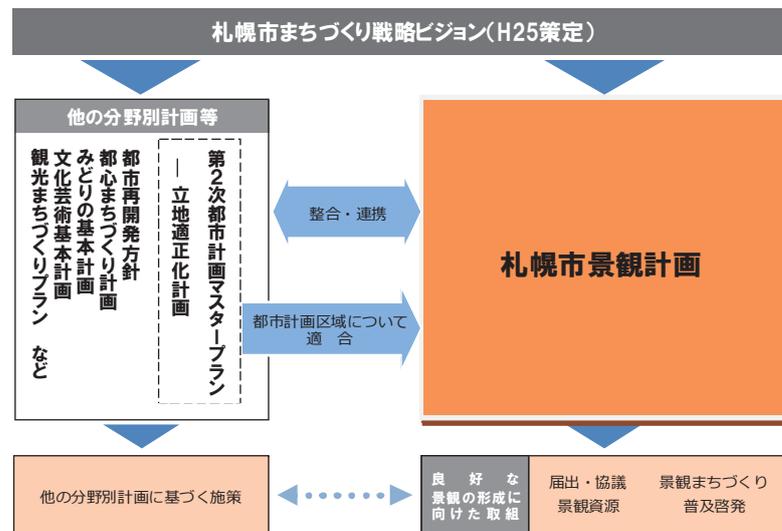
1-1 計画策定の目的

札幌の魅力を高めていく上で、良好な景観を形成することは重要な課題の一つです。良好な景観が形成されることで、市民の街への愛着や誇りが醸成されるとともに、イメージの向上等による観光客の増加や民間投資の誘発など、経済的にも良い影響をもたらすと考えられます。

「札幌市景観計画（以下「この計画」という。）」は、札幌の景観形成の総合的な指針として、理念や目標、方針等を明らかにするとともに、その実現に向けた取組などを定めるものです。今後、この計画を市民・事業者・行政等が共有、連携して、持続的かつ計画的に良好な景観の形成に向けた取組を推進することを目的とします。

1-2 位置付け

この計画は、平成9年（1997年）策定の札幌市都市景観基本計画と、平成20年（2008年）策定の札幌市景観計画を統合し、新たに「札幌市景観計画」として策定するものです。



【根拠法】

- ・景観法第8条第1項の規定による「良好な景観の形成に関する計画」として定めます。

【上位計画等との関係】

札幌市まちづくり戦略ビジョンを上位計画とし、そのうち景観形成に関する事項について、他の分野別計画等とも整合を保ちながら定めます。

パ7

また、景観法第8条第7項の規定により、この計画のうち都市計画区域についての内容は、第2次札幌市都市計画マスタープラン（以下「都市計画マスタープラン」という。）に適合するものとして定めます。

パ8

1-3 計画の前提

(1) 景観のとらえ方

「景観」とは、一般的に景色や眺めなどを意味する言葉です。この景観を構成する要素には、まず、山並みや緑地、河川等の「自然」的要素と、建物や道路、橋りょう等の「都市」的要素があります。また、気候風土等に根差した生活・文化が街並みの特徴として表れたり、多くの人が集うイベントや人の往来が街の雰囲気醸し出すなど、「人（暮らし）」も景観を構成する要素です。

パ 9

このように景観は、そこに住み、訪れる全ての人々に関わりがあり、目に見えるものだけでなくそれが形成された背景も含めてとらえることが重要です。

パ 11

さらに景観は、対象物との距離、季節や時間、景観をとらえる主体（見る人）など、以下のような要因で見え方に変化が生じます。景観形成に向けた取組を推進するためには、こうしたとらえ方を踏まえることも重要です。

パ 71

<空間的要因>

景観は、近景・中景・遠景など、距離による見え方で分類できます。

近景は建物の外壁の素材や樹木の葉の様子などが認識でき、中景は街並みを構成する建物や樹木等の色や形などが認識できます。遠景は山並みや空等を背景とした眺めや、山や展望台など高いところからの眺めであり、明暗によって形態を認識できます。

また、視線の方向や視点の移動の有無により、**仰瞰景観**・**俯瞰景観**^{※1}や**シーン景観**・**シークエンス景観**^{※2}といった分類もできます。

<時間的要因>

四季の変化が鮮やかな札幌では、季節によって鮮やかに色彩が変化します。夏は緑、冬は白という2つの色が背景色となりますが、早春や晩秋など色彩の乏しい時期もあります。

また、朝や日中、夜間など、時間帯によっても見え方は異なります。

<心理的要因>

見る人の好みや価値観等により、景観の感じ方はそれぞれ異なります。また、知識や経験、社会経済情勢の変化などによって、好みや価値観等が変わっていくこともあります。

※1 **仰瞰景観**・**俯瞰景観** タワーや山を下から見上げる景観を「仰瞰景観」といい、また、その逆にタワー上部や山頂から見下ろす景観を「俯瞰景観」という。

※2 **シーン景観**・**シークエンス景観** 「シーン景観」は、ある場所において一方向を見たときの景観をいい、風景写真や絵画のようなもの。これに対し「シークエンス景観」は車窓から見える風景が連続して変化していくように、視点の移動によって変化する景観をいう。

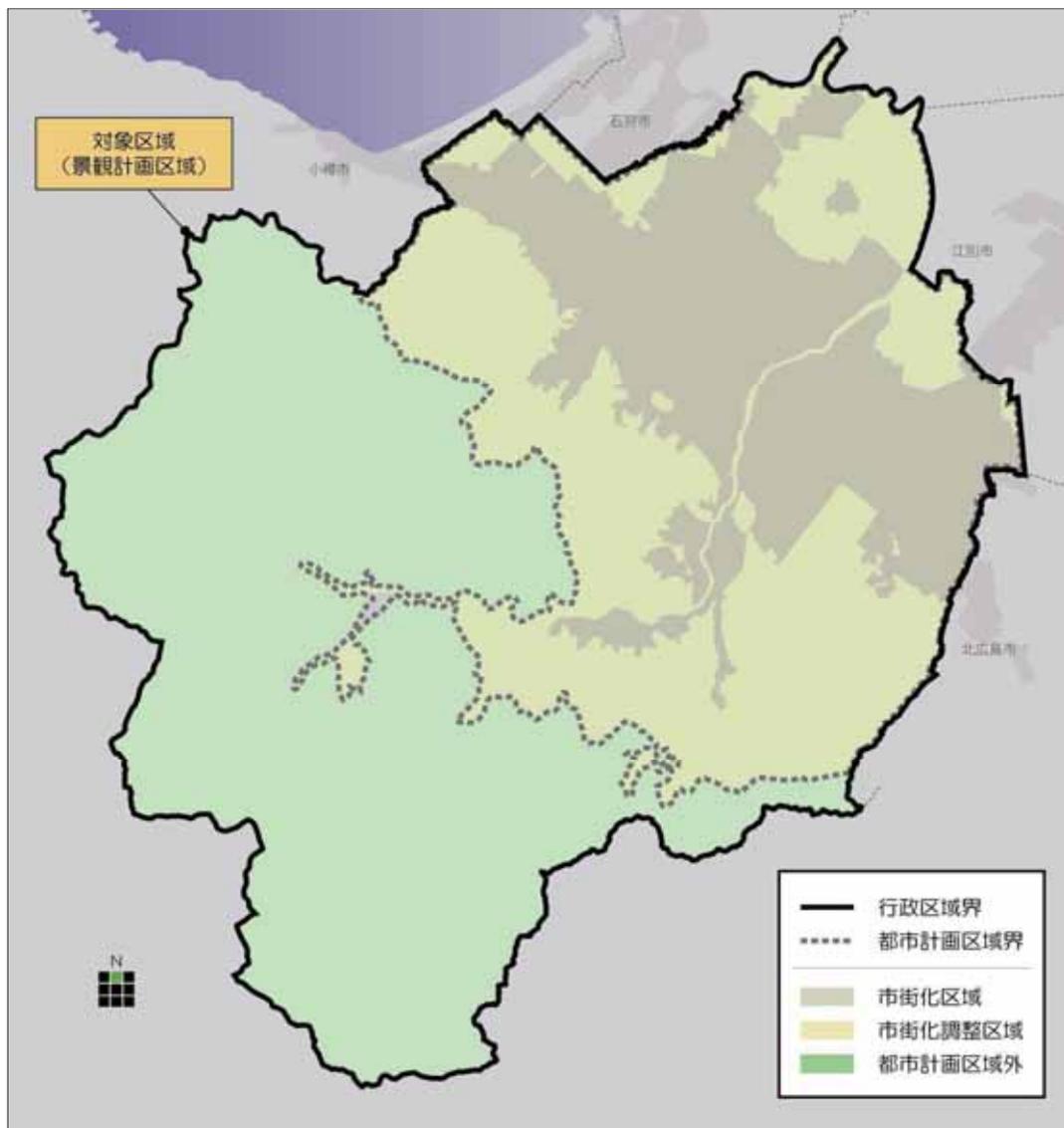
(2) 計画期間

長期的な視点をもって定める指針として、また、都市計画マスタープランとも整合を図り、平成 47 年（2035 年）までのおおむね 20 年間とします。

なお、社会経済情勢の変化や関連計画等の変更などに応じ、計画期間内に将来展望に変化が生じた場合には、計画を適宜見直すものとします。

(3) 対象区域

札幌市の行政区域全域とします（景観法第 8 条第 2 項第 1 号の規定による景観計画区域）。



計画の対象区域

(4) 都市計画マスタープランにおける都市づくりの理念等

1-2で示したとおり、この計画のうち都市計画区域についての内容は、都市計画マスタープランに適合するものとして定める必要があります。

都市計画マスタープランでは、都市づくりの理念や基本目標、市街地等の区分として以下を示しています。

また、都市再生特別措置法の規定により都市計画マスタープランの一部とみなすとされている札幌市立地適正化計画では、居住誘導区域及び都市機能誘導区域等を示しています。

【都市づくりの理念】



【都市づくりの基本目標】

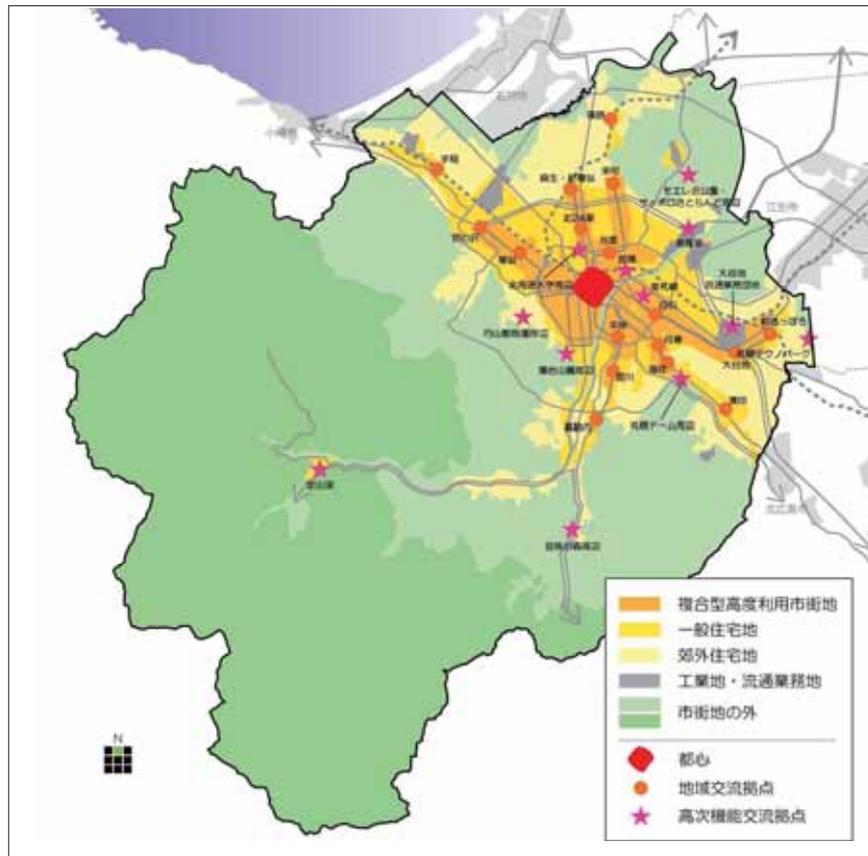
(都市づくり全体)

- 高次な都市機能や活発な経済活動により、都市の魅力と活力を創出し、道内をはじめ国内外とつながり北海道をリードする世界都市
- 超高齢社会を見据え、地下鉄駅の周辺などに、居住機能と生活を支える多様な都市機能を集積することで、円滑な移動や都市サービスを楽しむことができる**コンパクトな都市**
- 自然と調和したゆとりある郊外での暮らしや利便性の高い都心・拠点での暮らしが選択できるなど、住まいの多様性が確保された**札幌らしいライフスタイルが実現できる都市**
- 公共交通を基軸としたまちづくりの推進や、新たなエネルギーネットワークの構築などによる**低炭素都市**
- 都市基盤が効率的に維持・保全され、都市活動が災害時にも継続できる**安全・安心な都市**

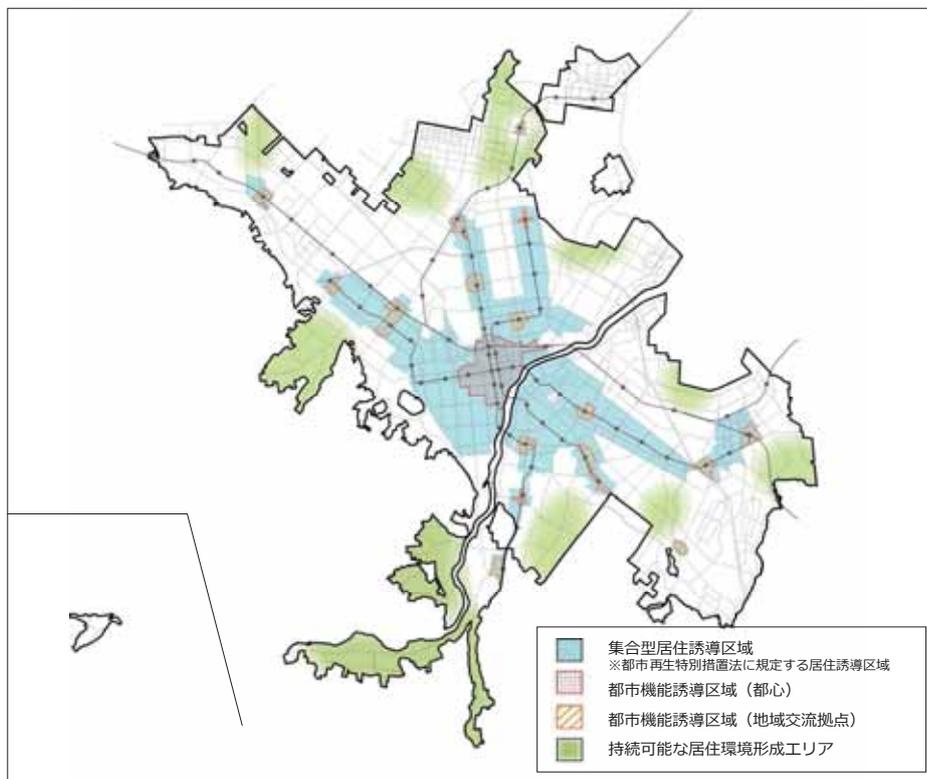
(身近な地域)

- **多様な協働**による地域の取組が連鎖する都市

【都市計画マスタープランにおける市街地等の区分】



【札幌市立地適正化計画における各区域の範囲】



1-4 景観施策の経緯・現状と主要課題

(1) 景観施策の経緯・現状

① 条例制定前の施策展開 ～札幌市都市景観要綱～

札幌市の景観施策は、昭和 56 年（1981 年）に「札幌市都市景観委員会」を設置したことに始まります。同年、当委員会から景観施策の基本的考え方をまとめた提言を受け、昭和 58 年（1983 年）に「札幌市都市景観賞」を創設、また、昭和 63 年（1988 年）に「札幌市都市景観要綱」を定めました。

この要綱に基づき、以下のとおり都心部において都市景観形成地区を指定し、地区内の建築行為等の届出・協議を始めました。

昭和 63 年（1988 年）	大通地区都市景観形成地区の指定
平成 4 年（1992 年）	札幌駅前通北街区地区都市景観形成地区の指定

② 条例に基づく施策展開 ～札幌市都市景観基本計画、札幌市都市景観条例（旧）～

平成 9 年（1997 年）、都市景観の形成に関する基本的な方針として「札幌市都市景観基本計画」を策定し、平成 10 年（1998 年）にはこの基本計画を支える自主条例として「札幌市都市景観条例」を制定しました。

この条例に基づき、市内全域で大規模建築物等の届出・協議を開始するなど、以下のような取組を展開してきました。

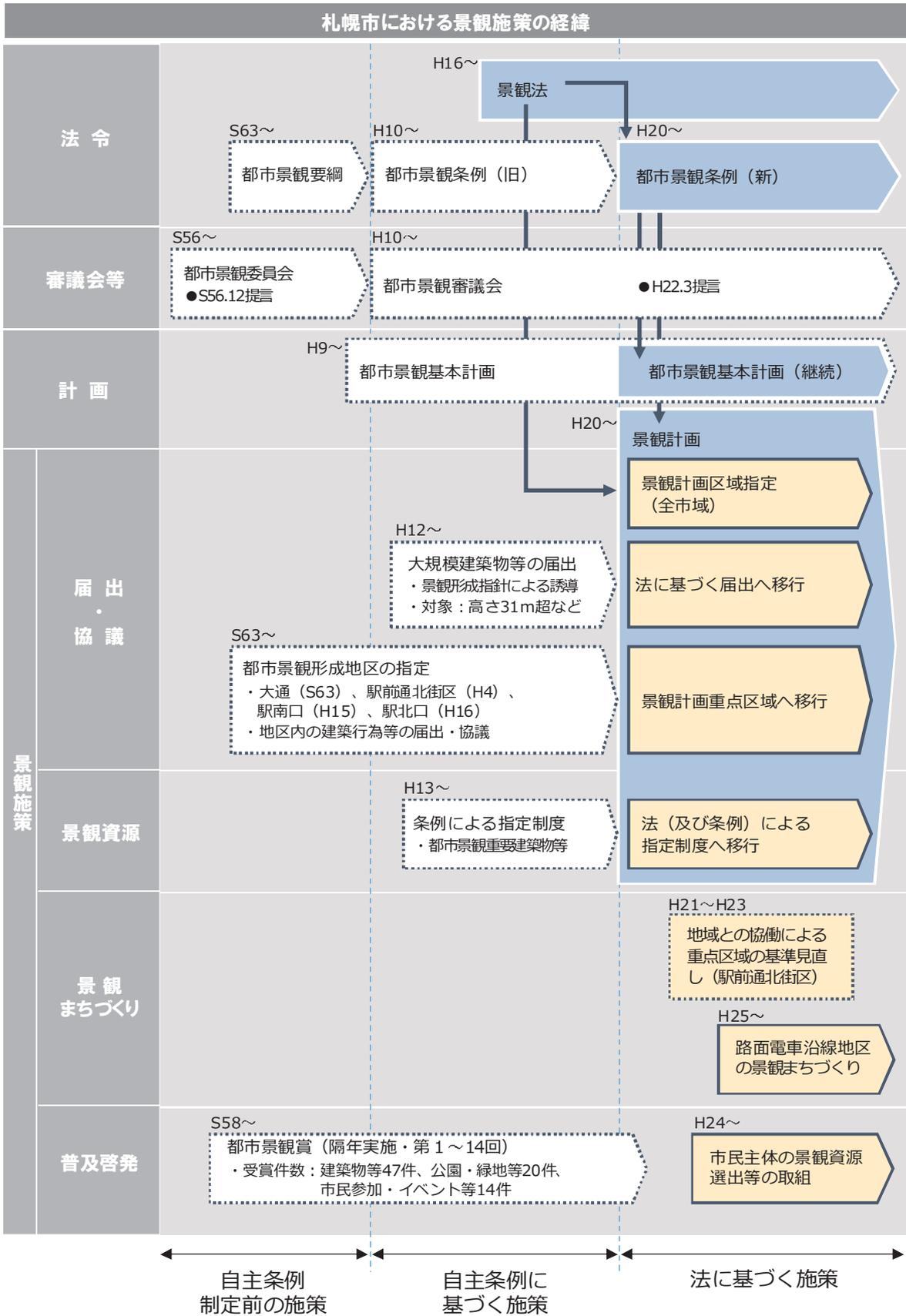
平成 10 年（1998 年）	札幌市都市景観審議会の設置
平成 12 年（2000 年）～	大規模建築物等の届出・協議
平成 13 年（2001 年）～	都市景観重要建築物等の指定

③ 法に基づく施策展開 ～札幌市景観計画、札幌市都市景観条例（新）～

平成 16 年（2004 年）、これまで各自治体が自主条例等で展開してきた景観施策の根拠となる景観法が制定されました。

この景観法を受け、これまで展開してきた景観施策の実効性を高めるため、平成 20 年（2008 年）に「札幌市都市景観条例」を全部改正するとともに、法に基づく「札幌市景観計画」を新たに策定し、以下の取組を進めてきました。

平成 20 年（2008 年）～	法に基づく大規模建築物等の届出・協議 （旧条例の届出からの移行）
平成 20 年（2008 年）～	法及び条例に基づく景観重要建築物等の指定 （旧条例の都市景観重要建築物等からの移行）
平成 22 年（2010 年）～	札幌市都市景観審議会からの提言を受けた、 地域ごとの景観まちづくりの展開
平成 24 年（2012 年）～	市民主体の景観資源選出等の取組 （札幌市都市景観賞の見直しによる試行的取組）



(2) これからの景観施策の主要課題

(1)で整理したように、これまで札幌市では多様な景観施策を展開してきましたが、その取組は、大規模建築物等の届出・協議や歴史的建築物の景観重要建造物への指定など、都市が拡大・成長する中で受動的・保守的に秩序と調和のある都市景観を維持する施策が中心であったといえます。

審 2

パ 17

しかしながら、今後は、人口減少・超高齢社会の到来、地球規模の環境・エネルギー問題の深刻化など、札幌を取り巻く状況が大きく変化していくと見込まれており、都市の変化もこれまでのような新たな市街地の開発ではなく、個別の建物や街区単位での段階的な更新が主体になると考えられます。こうした状況において景観の魅力を高めるためには、これまで築かれてきた生活・文化を踏まえ、地域住民を含めた多様な主体が協力し取組を積み重ねていくことが不可欠となります。

また、平成 38 年（2026 年）冬季オリンピックの招致表明や、平成 42 年度（2030 年度）に予定されている北海道新幹線の札幌開業を受け、今後札幌には国内外から注目が集まり、人の往来もますます活発になっていくと予想されることから、札幌の魅力を向上し、発信していく必要性は一層高まっています。

そのため、これからの景観施策では、成熟した都市において、気候、地形、植生などの「自然」や、街並み、道路などの「都市」といった要素はもとより、歴史、文化、産業といった「人（暮らし）」の要素も含めて幅広くとらえ、能動的・創造的に都市の魅力・活力を向上させるための施策へと転換していくことが大きな課題です。

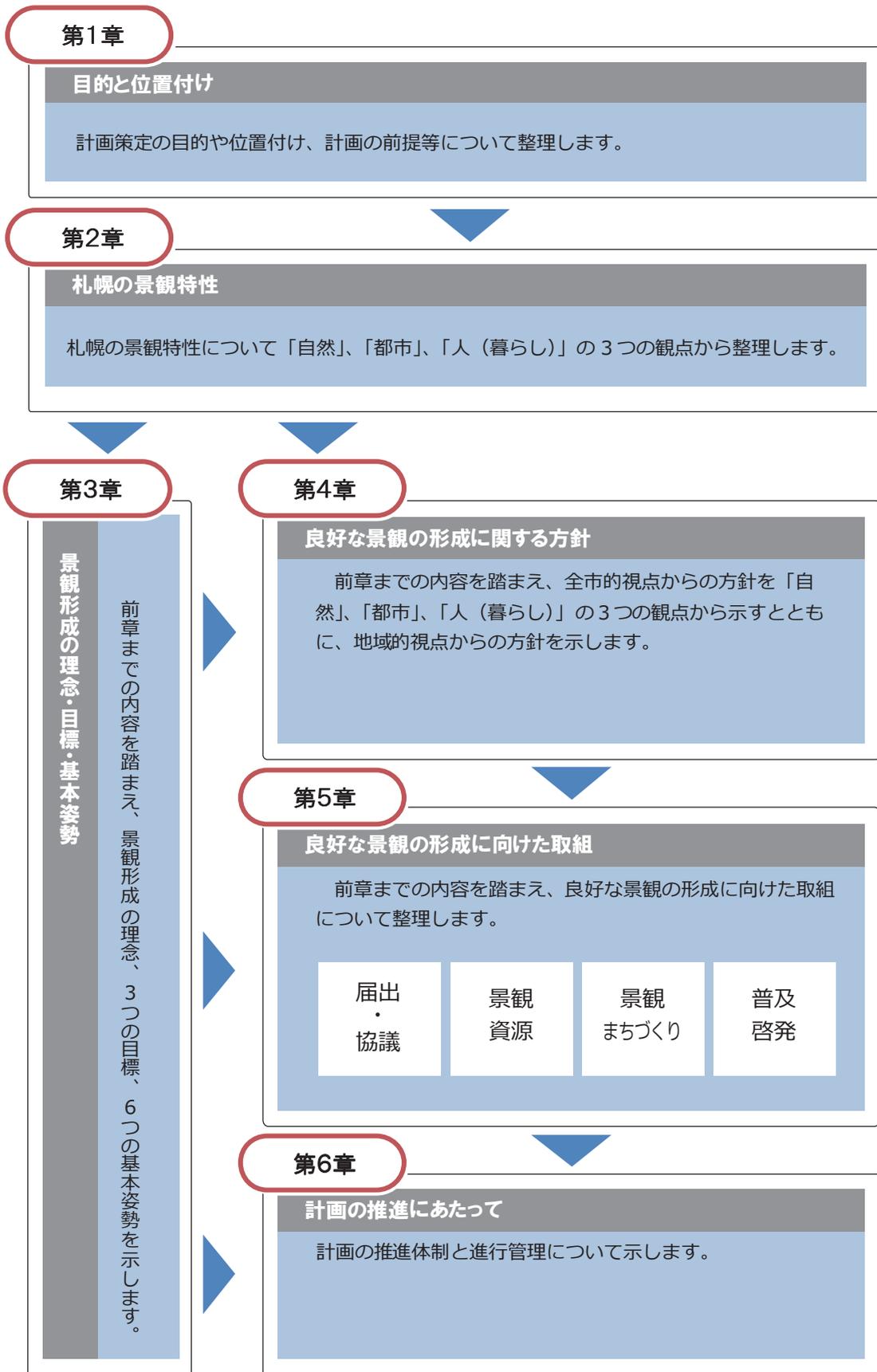
これまでの景観施策

都市が拡大・成長する中で、受動的・保守的に
審 2 秩序と調和のある都市景観を維持する施策

これからの景観施策

成熟した都市において、景観を構成する要素を幅広くとらえ、能動的・創造的に都市の魅力・活力を向上させるための施策

1-5 計画の構成





第2章

札幌の景観特性



第2章 札幌の景観特性

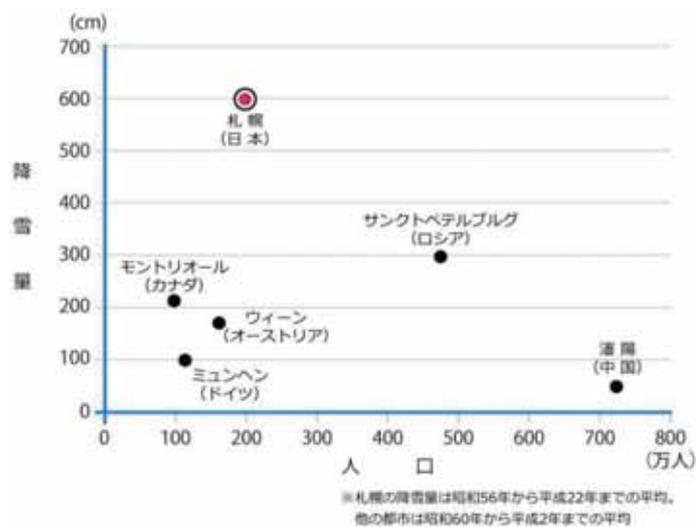
景観形成の理念・目標やその実現に向けた取組等を定める前提として、札幌の景観特性について「自然」、「都市」、「人（暮らし）」の3つの観点から整理します。

2-1 自然

(1) 位置と気候

石狩平野の南西部に位置する札幌は、緯度が高く亜寒帯に属していることから、夏はさわやかで過ごしやすく、冬は積雪寒冷であるのが特徴で、四季の変化が鮮明です。

特に、100万人以上の人口を擁する世界の大都市の中で、年間6mもの降雪量がある都市は他にありません。



世界の都市の人口と降雪量

〔資料〕札幌市「まちづくり戦略ビジョン」

(2) 地形

地形は、都市の成り立ちや、景観の土台となっているものです。

札幌の地形は、南西の山地から丘陵地、扇状地、平地へと連続しています。



地形概念図

【山地】

市域の約6割は南西部に広がる山地です。山地のほとんどは国有林ですが、定山溪や芸術の森など山林に囲まれた特徴的な景観も点在しています。こうした豊かな自然と市街地が近接していることが、札幌の景観を特徴づけており、このことは市民にも広く認知されています。

また、山地のうち市街地と接する山麓は、ひな壇状の街並みや坂などが特徴的です。周辺の山並みのスカイライン^{※3}や近接する市街地の街並みと一体となり、印象的な眺望を形成しています。

【丘陵地】

東部の丘陵地では、河川ごとに波状の起伏があり、坂や崖などが多く存在します。また、そこを横断する道路や、崖線^{※4}の緑が地形を印象付けており、眺望が開けるポイントでは、遠くの山並みや平地を一望することができます。しかし、市街化の進んだ現在では、起伏のある地形を認識できなかつたり、丘陵地からの眺望を確保しにくくなってきています。

【扇状地】

札幌は、山地と丘陵地の間を北部の平地へと流れる豊平川がつくった扇状地の上に発達しました。扇状地では、扇端^{※5}のメム（湧き水）跡が現在もわずかなくぼ地になっていたり、暗渠^{※6}化された小河川が格子状街路に変則性を生み出しています。このような微地形^{※7}と大樹が織りなす景観は、札幌の原風景的イメージを想起させる印象的な景観といえます。北海道大学のキャンパスや植物園などでは、現在でもこうした微地形が見られます。

【平地】

北部に広がる平地は、水平に広がる田園風景と垂直要素の防風林などが近景、中景をつくり、遠景には手稲山などの山並みが加わり、広がりのある印象的な景観を形成しています。

※3 スカイライン 連続する山並みや建築物などが空を画する輪郭のこと。

※4 崖線 長くつながった崖の地形のこと。

※5 扇端 扇状地の末端部のこと。

※6 暗渠 河川や水路がふたで覆われることなどによって地下化された状態のもの。

※7 微地形 山岳、丘陵などの大きな地形に対して、台地のふちや小河川沿いにみられる小さな起伏のある地形のこと。

(3) 植生等

札幌はかつて“エルムの街”とも呼ばれていました。“エルム”は「ニレ」(ハルニレ)の英名で、肥沃な土と十分な水、そして、水はけの良いところに育つ木で、非常に大きく成長するため、広い空間を必要とします。

北海道大学のキャンパス、北海道大学附属植物園、知事公館、大通公園などに育つ雄大なエルムの姿は、札幌を代表する景観となっています。

このほか、南東部の溶結凝灰岩とその上を覆う火山灰層の地域には、再生力の強いカシワやミズナラが、泥炭層からなる低地には水に強いハンノキが多く見られます。

また、札幌やその周辺では、北海道における野生種のうちほぼ半数の植物が見られるといわれます。このように種類が多いのは、周辺の地形・地質が多様で変化に富んでいること、植物分布において温帯から亜寒帯まで多種多様な種が混在していること、山林の多くが保安林などに指定され、保護されていることなどが主な理由です。

さらに、変化に富んだ地形や地質等を背景として、札幌には多様な生態系が分布しています。これらが生物多様性を支えているとともに、札幌の景観も特徴づけています。

地球温暖化の進行などが植生等に変化をもたらすことや生物多様性が失われることも懸念されますが、札幌の特徴である植生等を生かす視点は今後も重要です。

札幌の主な樹木	
自生している 主な高木	エゾマツ、トドマツ、イチイなどの針葉樹 ハルニレ、カシワ、ハンノキ、ナナカマド、 カツラ、イタヤカエデ、エゾヤマザクラ、 ミズナラ、シラカンバ、などの広葉樹
自生している 主な中低木	ツリバナ、ノリウツギ、エゾヤマハギ、 エゾノコリンゴ、エゾニワトコなど
自生している 主なつる類	ツタ、ツルマサキ、ヤマブドウ、 ツタウルシなど
市街地で見られ る主な外来種	イチョウ、ニセアカシア、ポプラ、 プラタナス、アカナラ、ライラックなど



市民ホール前のハルニレ

(5) 水辺・河川

札幌には、支流を含めると約 400 本の河川が流れています。

開拓期における都市形成の場となった扇状地をつくった豊平川や、都市計画の基軸となった創成川は、都市形成に重要な役割を果たしました。開拓使のまちづくりは、豊平川扇状地特有の豊かな水の恵みを有効に生かして進められました。豊富な伏流水やメムは、工場用水や生活に潤いを与える園池として生かされ、また、創成川、新川という運河は水運の要として利用されました。このように札幌は本来、豊かな水辺環境をもつ都市といえます。しかし、開発とともに扇状地の保水力が落ちて水が枯れ、また、河川が暗渠となるなど、現在の扇状地は豊かな水辺のある地域という印象が薄れてきています。

札幌の水辺風景は、平地を蛇行する川幅の広い河川と葦原^{あし}、丘陵地の谷筋に沿った小河川と崖線の緑地など、地形との関係で、変化に富んだ特徴が見られます。これらは、それぞれに札幌の水辺のイメージを想起させる地域固有の水辺環境であり、地形と水辺と植生が一体にとらえられる場として、「地域らしさ」や「その場らしさ」を感じさせる貴重な要素となっています。

景観を特徴づける主要な河川

【豊平川】

南西部の山地から北部の平地へと市街地を貫流する豊平川は、札幌の代表的な河川です。橋を渡るたびに眺められる山並みのスカイラインと街並みのコントラストが、札幌の特徴的な景観の一つとなっています。

【創成川】

創成川は、農業用水や生活水の供給を目的として開削が行われ、その後、使われ方や流路を変更しながら現在の姿になりました。

札幌の東西を分ける基軸であり、歴史的にも大きな意味をもつ河川です。昭和 30 年頃までの河畔は、心地良く散歩したり休んだりできる場所でしたが、高度経済成長に伴う都心部の交通渋滞を解消するため、両側が道路に挟まれ人工的なコンクリート護岸の河川に姿を変えました。

現在では、南 4 条から北 1 条間の両岸は創成川公園として整備され、都心部の中で水辺を感じられる貴重な空間となっています。

【新川】

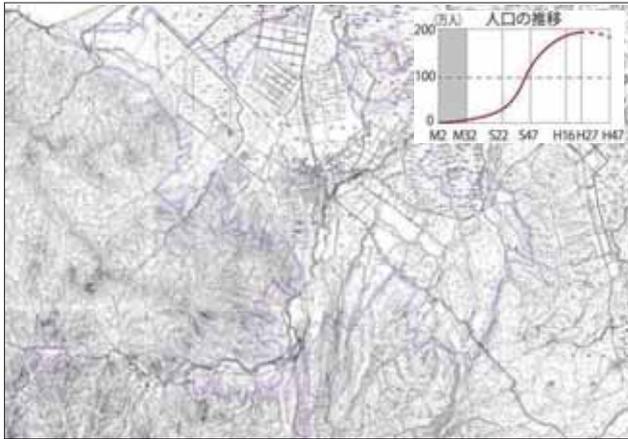
新川は、札幌市北部の湿地帯を農業用地として活用することなどを目的として開削された、都心部から石狩湾に一直線に伸びる河川です。沿線の地域では、住民の声をきっかけとして、平成 12 年（2000 年）に地域住民の手で全長 10.5 km もの桜並木が完成し、特徴的な景観を形成しています。

2-2 都市

(1) これまでの都市づくりと街並みの特徴

① 開拓期の都市づくり 明治2年(1869年)～明治32年(1899年)

北海道開拓の拠点都市として、国による新たな都市づくりがはじまりました。



明治29年(1896年)の札幌の市街地

〈資料〉札幌市「都市計画マスタープラン」

●時代背景

- ・開拓使の設置：明治2年(1869年)
- ・道外からの移住

●都市づくりの主要課題

国による北海道開拓の拠点としての骨格づくり

●街並みの特徴

- ・都心部の原型の形成 ⇒ 60間四方の格子状街区
- ・衛星村落の形成 ⇒ 屯田兵村、山鼻村、月寒村など
- ・周辺都市間、村落間を結ぶ道路の形成 ⇒ 現在の国道5号、12号、36号など
- ・れんがや札幌軟石など地場建材の製造 ⇒ 北海道庁旧本庁舎(赤れんが庁舎)など



札幌市街の地図(明治24年(1891年))

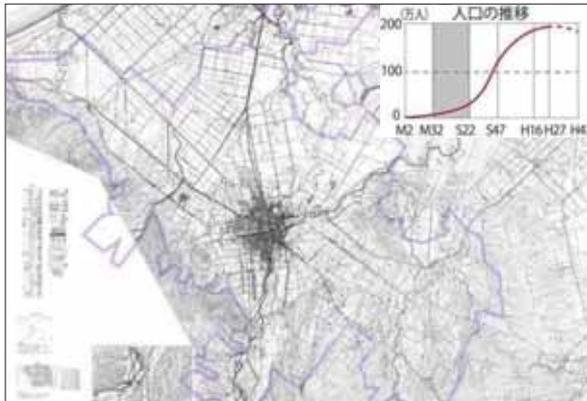


北海道庁舎旧本庁舎正面

② 戦前の都市づくり

明治 32 年 (1899 年) ~ 昭和 20 年 (1945 年)

自治の時代に入り、北海道の中心都市へと成長していく中で、この成長を支える公共交通機関などの整備が進みました。



大正 5 年 (1916 年) の札幌の市街地

●時代背景

- 北海道区政施行 : 明治 32 年(1899 年)
- 軍需による工・鉱業発展
: 大正 4 年(1915 年)頃
- 北海道博覧会による好況
: 大正 7 年(1918 年)
- 市政施行 : 大正 11 年(1922 年)
- 人口全道一 : 昭和 15 年(1940 年)

●都市づくりの主要課題

自治の萌芽と北海道の中心都市への成長を支える基盤づくり

〈資料〉札幌市「都市計画マスタープラン」

●街並みの特徴

- ・札幌区近郊の宅地化 ⇒ 円山・山鼻など
- ・行政機関、経済機関等の都心部への集中 ⇒ 札幌駅前通の街並みの整備
- ・様々な都市基盤の整備 ⇒ 路面電車運行など



札幌駅前通

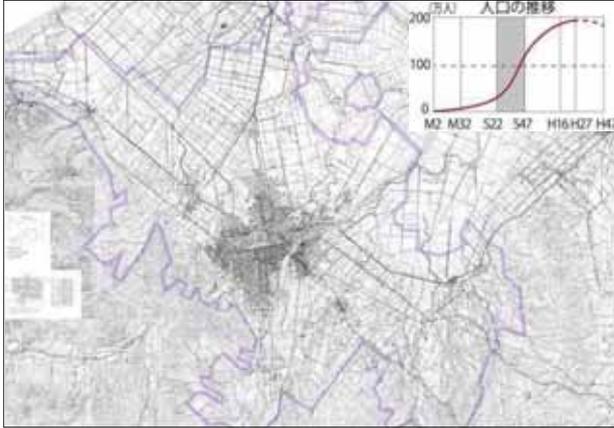


昭和初期の駅前通

③ 戦後の都市づくり 昭和 20 年 (1945 年) ~昭和 47 年 (1972 年)

人口や産業の集中が急速に進んだこの時代には、これに対応した土地区画整理事業などが積極的に実施されました。

中でもオリンピックの招致が決定したことは、地下鉄南北線の開通をはじめ、都市基盤の整備に一層の拍車をかけました。



昭和 25 年 (1950 年) の札幌の市街地

●時代背景

- 本州大企業の中心市街地への進出
: 昭和 25 年(1950 年)頃~
- 急激な人口増加
- 周辺市町村との合併による市域の拡大
→札幌村、篠路村など
- オリンピック招致決定
: 昭和 41 年(1966 年)

●都市づくりの主要課題

急激な拡大に対応した各種の基盤整備

〈資料〉札幌市「都市計画マスタープラン」

●街並みの特徴

- ・ 都心周辺での土地区画整理事業の積極的な実施 ⇒ 東札幌、伏見など
- ・ オリンピックを前にした骨格基盤整備と街並みの変貌 ⇒ 地下鉄南北線開通
(昭和 46 年 (1971 年))
⇒ 駅前通の市街地改造事業
⇒ 競技場や選手村の整備
- ・ 都心部における新築ビルの増加 ⇒ 建物の高層化の進展



昭和 33 年の大通西 4 丁目付近

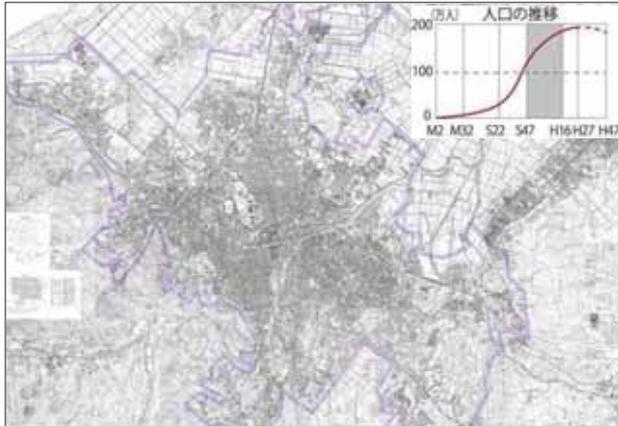


北 1 条西 3 丁目付近

④ 政令指定都市移行後の都市づくり 昭和47年(1972年)～平成16年(2004年)

人口や産業が集中する都市化の進展が続く中、新たな都市計画制度を運用し、計画的な市街地の整備・拡大を進めました。

とくに市街地の郊外部には、この時代に入って計画的に整備された戸建住宅主体の街並みが広がっています。



昭和50年(1975年)の札幌の市街地

●時代背景

- ・ オリンピック開催:昭和47年(1972年)
- ・ 政令指定都市への移行
: 昭和47年(1972年)
- ・ 人口増加の持続

●都市づくりの主要課題

市街地拡大の計画的コントロール

〈資料〉札幌市「都市計画マスタープラン」

●街並みの特徴

- ・ 都心部における街並み形成の誘導の開始 ⇒ 都市景観形成地区の指定
大通地区(昭和63年(1988年))
- ・ 郊外部における計画的な宅地開発 ⇒ 郊外住宅地のゆとりある街並みの形成

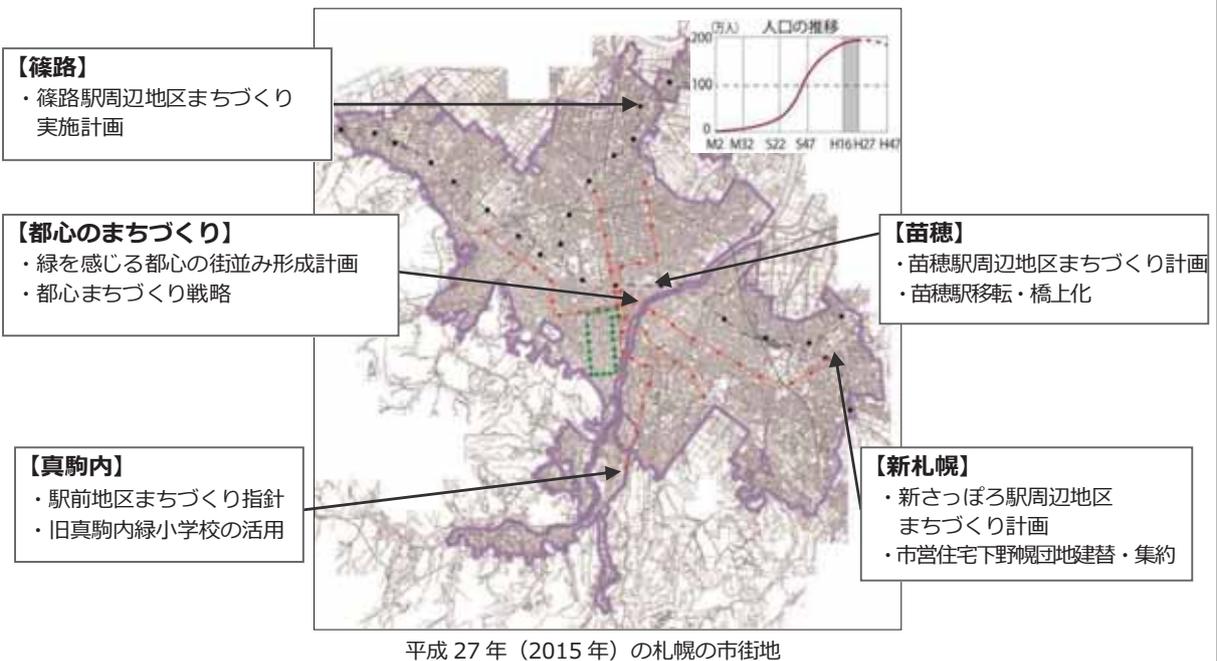


郊外の住宅地(真栄地区)

都市計画マスタープランを平成 16 年 (2004 年) に策定してからは、緩やかに増加していた人口を当時の市街化区域内に誘導しており、新たな市街地を整備するための市街化区域の拡大は行っていません。

また、平成 18 年 (2006 年) には、秩序ある街並み形成を図るため、建物の高さの最高限度を定めた高度地区を、市内のほぼ全域に定めました。

さらに、市街地内の充実、特に地域の特性を踏まえたまちづくりを進めるため、地域ごとのまちづくり計画策定や再開発の事業化に向けた取組も順次進めてきました。



● 街並みの特徴

- ・ 都心部における都市再生の取組 ⇒ 札幌駅前通地下歩行空間の整備と沿道の再開発 創成川公園の整備など
- ・ 既成市街地における秩序ある街並み形成の誘導 ⇒ 市内のほぼ全域への高度地区の指定
- ・ 路面電車に関する整備の推進 ⇒ 路面電車のループ化など



創成川公園

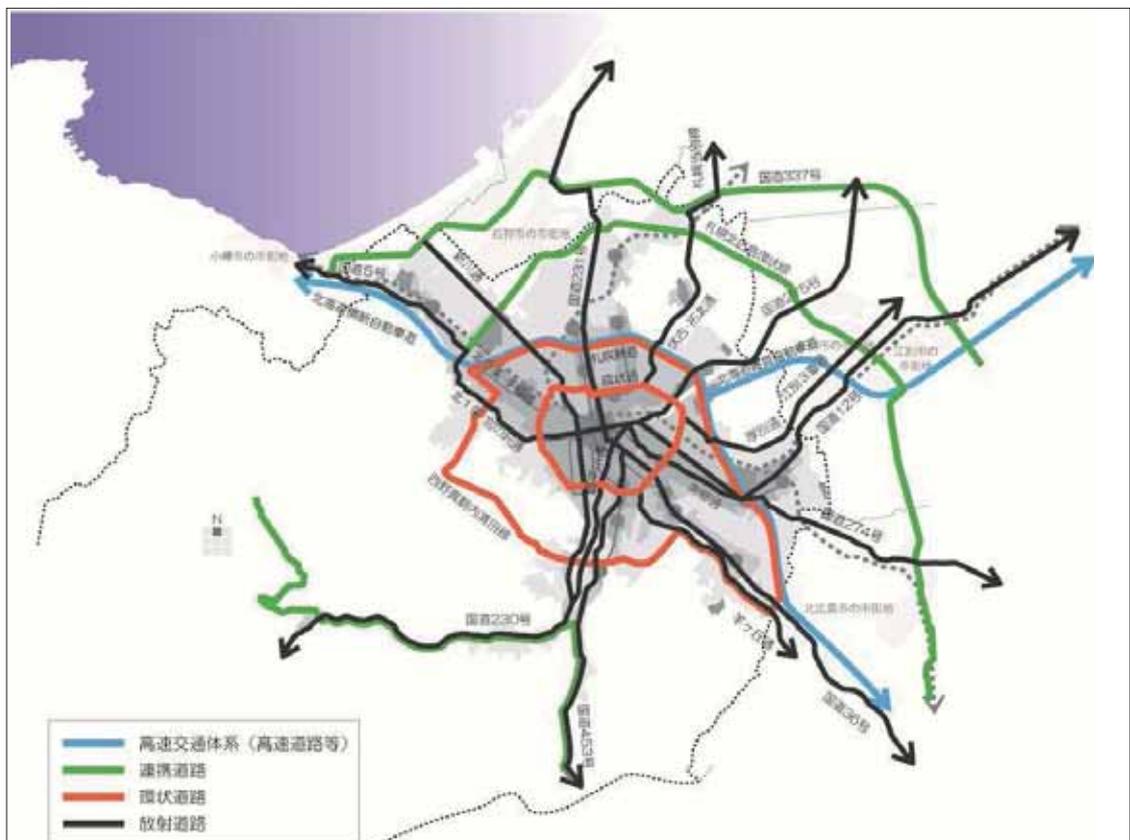
(2) 道路等

札幌の開拓の歴史は、豊平川扇状地に規則正しい区画と格子状街路を描くことから始まったといえます。札幌の道路の代名詞となっている格子状の街路網（60間四方の区画で構成）は、比較的平坦な地形と相まって、規則的で単調な印象を与えますが、街路における見通しの良さやわかりやすさ、軸性の強調など、特徴ある道路景観を形成しています。

山鼻や琴似、新琴似などのように屯田兵村が置かれた地域には、都心部の街路とは大きさや方向が異なる街路網があります。このような地域は独自の発展を遂げ、現在でも、街の軸性や歴史的資源など、個性的な地域をつくりだしています。また、丘陵地は地形に沿った曲線道路が個性的な地域をつくりだし、さらに、戦後に開発が進んだ環状や放射状の道路網は、都市全体の骨格を強く印象づける役割を果たしています。格子状の街路網と環状・放射状道路との組み合わせは、市街地を分かりやすい機能的な空間構造にしており、道路の骨格は、景観特性を把握するうえで大きな手がかりとなります。

環状道路は扇状地を一周し、放射状道路は丘陵地、山地、河川など、地形的特徴に沿って延びています。市外とつながる道路を見ると、手稲山の山すそに沿って都心に向かう道路、山並みを背景に市街地をぬける道路、緑豊かな山間部の道路、丘陵地に沿った波状の道路など、変化に富んだ道路景観を呈しています。

なお、札幌市では現在、「札幌市総合交通計画」に位置づけられている骨格道路網『2 高速・3 連携・2 環状・13 放射道路』について既存道路網を活用しながら機能を強化していく方針です。



道路ネットワーク

〈資料〉札幌市「都市計画マスタープラン」

また、地下鉄、ＪＲ、路面電車といった軌道系交通機関は、都市活動を支える重要な交通基盤としての役割を果たすとともに、地域ごとの景観を特徴付ける要素にもなっています。

【地下鉄】

地下鉄は、軌道等が基本的に地下にあるため景観へ与える影響は大きくはありませんが、地下鉄駅周辺の景観には、人の往来が多く、活気が感じられるなどといった特徴があります。

また、南北線の南平岸駅以南に連続する高架部のシェルターは、真駒内までの景観に特徴を与えています。

【ＪＲ】

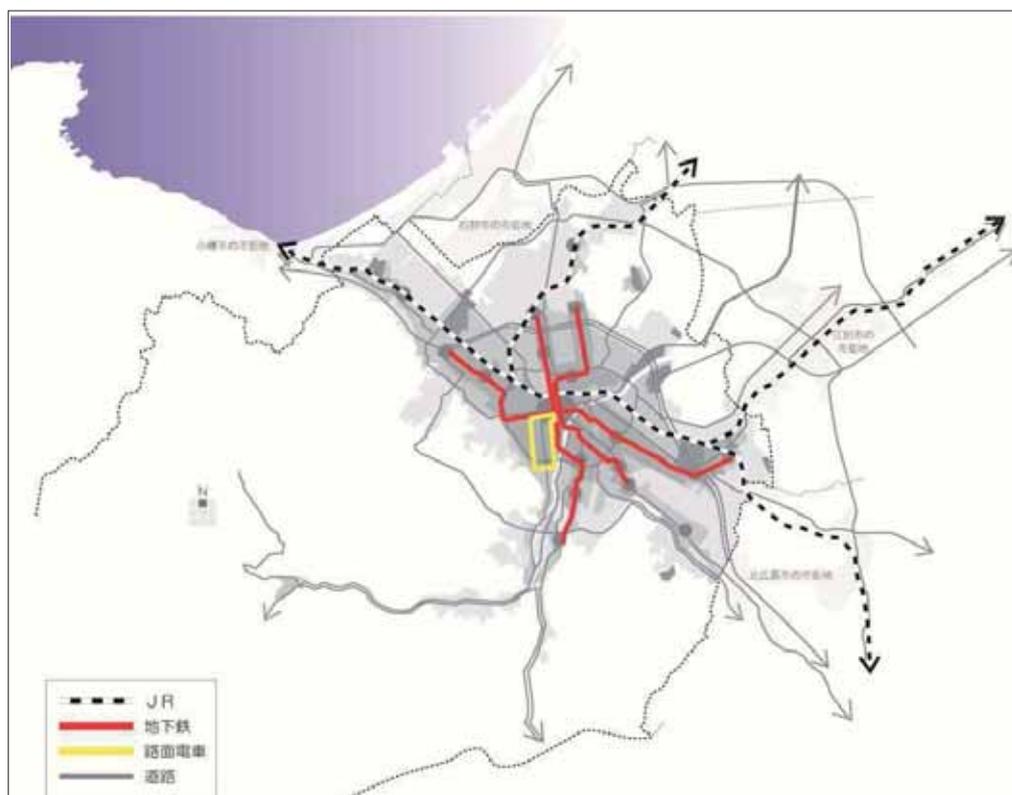
ＪＲは、軌道の一部が高架化されるなど、区間ごとに景観に変化を与えています。

また、札幌駅には、市民はもとより多くの観光客等も訪れるため、札幌駅に向かう車窓から見える風景は札幌のイメージを印象付ける景観であるといえます。

【路面電車】

街の中を路面電車が走る風景は札幌の特徴的な景観の一つです。

また、路面電車の軌道のループ化は、札幌駅前通の景観に新たな特色をもたらしました。



公共交通ネットワーク

〈資料〉札幌市「都市計画マスタープラン」

▶ 2-3 人（暮らし）

ここでは、人（暮らし）の観点からの特性を「札幌の歴史と人の気質」、「文化・ライフスタイル」、「都市機能・産業」の区分で整理します。

景観は、都市の歴史の中で培われた生活や文化を背景に形づくられているものであり、札幌ならではの歴史や文化・産業の積み重ねが札幌の景観に個性を与えています。

（1）札幌の歴史と人の気質

札幌は、北の大地に、自然の恵みと共に暮らしてきた人たちと、日本各地から移り住んできた人たちとが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、育みながら、外国の先進の英知も取り入れて、文化の薫る国際都市へと飛躍的な発展を遂げてきました。この歴史が、多様な文化を受け入れる寛容な気質と、既存の価値観にとらわれず、常に新しい物を取り入れ、新しい事に挑戦していく進取の気風を育んだといわれています。

こうした歴史や人の気質を背景として、例えば、札幌駅前通地下歩行空間（チ・カ・ホ）ではアイヌの文化を象徴する空間が整備されています。

（2）文化・ライフスタイル

【冬の暮らし】

札幌では、市民が雪や寒さを活用しながら冬の生活を楽しむことができます。また、冬季オリンピックが開催されたこともあり、札幌には、ジャンプ競技場を始めとするウィンタースポーツ施設が充実しており、オリンピック選手を多く輩出しています。さらには、小中学校の授業でスキーが行われるなど、子どもから大人までウィンタースポーツに親しむ文化が定着しています。



さっぽろ雪まつり（つどいむ会場）



大倉山ジャンプ競技場

【四季折々のイベント】

札幌では、年間を通じて多彩なイベントが開催されています。初夏の訪れを告げる「YOSAKOIソーラン祭り」、開放的な雰囲気の中で夏を楽しむ「さっぽろ大通ビアガーデン」、北海道の食を一度に楽しめる「さっぽろオータムフェスト」、幻想的な雰囲気に包まれる「さっぽろホワイトイルミネーション」、そして、世界中から多くの観光客が集まる「さっぽろ雪まつり」など、四季折々のイベントが市民や観光客を楽しませてくれます。



さっぽろ大通ビアガーデン



さっぽろ雪まつり

【文化芸術・スポーツ】

札幌芸術の森や札幌コンサートホール Kitara、モエレ沼公園を始めとした文化芸術施設が整備され、国際的な文化芸術に触れることができるほか、札幌ドームなどの大規模なスポーツ施設も集積し、野球やサッカーなど、様々なプロスポーツを観戦することができます。また、市民が身近に文化芸術・スポーツに親しめる環境も整っています。



札幌コンサートホール Kitara



札幌ドーム

(3) 都市機能・産業

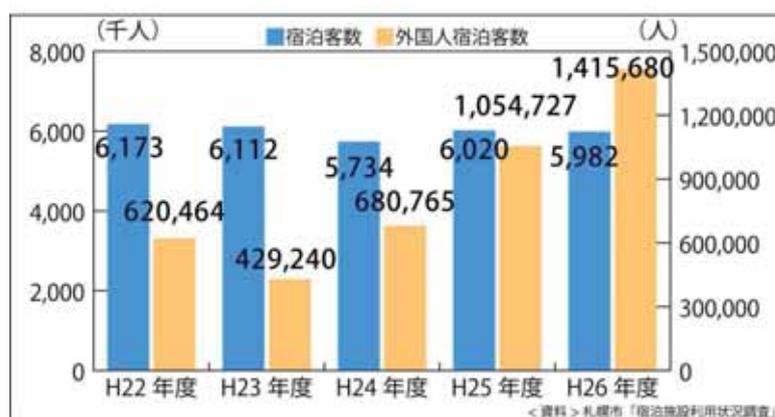
札幌には、北海道庁や国の出先機関などの行政機関が集積しているほか、北海道内の約3割の事業所があり、企業の本社や支社も多数立地しています。また、金融機関、テレビ・ラジオ局、新聞・雑誌社なども集積し、北海道の中心的な役割を果たしています。

このような機能集積によって、ヒト、モノ、情報が集まり、札幌・北海道の魅力を発信しています。

また、産業としては、卸売業・小売業や飲食店・宿泊業などの第3次産業が中心であり、中でも観光は重要な柱の一つです。近年では年間約1,300万人の観光客が訪れており、特に、平成26年度（2014年度）においては外国人宿泊者数が過去最多となりました。



観光客数の推移



宿泊客・外国人宿泊客数の推移



第3章

景観形成の理念・目標・基本姿勢

第3章 景観形成の理念・目標・基本姿勢

3-1 理念

第2章までの内容を踏まえ、この計画の理念を以下のとおり定めます。

北の自然・都市・人が輝きを織りなす美しい札幌の景観を創り上げる

これまでの札幌市都市景観基本計画では「透明感と輝きをもった美しい北の都市をつくりあげる」を基本理念としていました。

この計画では、これまでの基本理念と1-4(2)の主要課題を踏まえ、以下のような考え方にに基づき、理念を整理しました。

- ・積雪寒冷という北の風土の中で、「自然」と「都市」が近接していることが札幌の大きな魅力の一つ
- ・今後の景観形成にあたっては、「自然」、「都市」はもとより「人」の活動も景観を構成する要素として幅広くとらえることが重要
- ・それぞれの要素が相互に調和し、引き立てあうことで多様な魅力を放つ美しい札幌の景観を、市民、事業者、行政等が共に手を携え、創り上げる。



旭山記念公園から都心部を望む

3-2 目標

3-1の理念に基づき、景観形成の目標を以下のとおり定めます。

1 札幌固有の景観特性と街の成り立ちを尊重し、秩序と調和のある景観づくり

2 地域の個性が際立ち、多彩な輝きを放つ景観づくり

3 多様な主体がつながり、持続的に取組を重ねる景観づくり

1 札幌固有の景観特性と街の成り立ちを尊重し、秩序と調和のある景観づくり

札幌全体の景観特性を踏まえることはもとより、地域ごとの街並み形成の履歴や現況を読み解き、これらに対して違和感のない、つり合いのとれた景観づくりを目指します。



札幌駅前通の街並み

2 地域の個性が際立ち、多彩な輝きを放つ景観づくり

地域ごとに異なる街の歴史や暮らし、街並みなどの特長を最大限に生かし、それぞれの地域で魅力的な景観を創出することが大切です。

地域の魅力ある景観づくりを積み重ねることで、札幌全体の景観の魅力を高めることを目指します。



住宅地（山鼻地区）

3 多様な主体がつながり、持続的に取組を重ねる景観づくり

良好な景観を形成するためには、市民、事業者、行政等が関わり合いながら取り組むことが欠かせません。

札幌全体の景観を魅力的にするため、多様な主体が絶えず取組を積み重ねていくことを目指します。



市民の手によるベンチ塗り替え（大通公園）

3-3 基本姿勢

目標の実現に向けた取組を進めるにあたり、その基本的な姿勢を以下のとおり定めます。

ア 自然を守り、生かす

エ 地域の個性を見だし、伸ばす

イ 歴史を踏まえ、受け継ぐ

オ みんなが取り組み、広げる

ウ 札幌の「顔」を創り、磨く

カ 行政は率先し、支える

審 3

ア 自然を守り、生かす

良好な景観を形成する上で、その背景となる、地形、植生、水辺などの「自然」は最も基本となる要素です。また、豊かな自然が身近に存在することが、札幌の大きな魅力の一つです。

札幌らしい景観を形成するために、自然を守り、生かすことを重視します。



秋の定山溪の溪谷

イ 歴史を踏まえ、受け継ぐ

札幌は、開拓使の設置から今日まで、高度経済成長による急激な人口増加に伴い、およそ150年という比較的短い期間で発展してきた都市です。その発展過程に応じて、碁盤の目に整然と区画された都心部、地下鉄等の沿線で比較的密度の高い市街地、ゆとりある郊外の住宅地など特徴ある街並みが形成されています。

札幌らしい景観を形成するために、こうした歴史を読み解き、生かしながら未来へ受け継ぐことを重視します。



北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）

ウ 札幌の「顔」を創り、磨く

札幌の魅力を内外に発信していく上では、玄関口となる札幌駅や都心の貴重なオープンスペースである大通公園、郊外の魅力ある観光資源など、札幌の「顔」となる場所の魅力を高めることが必要です。特に、外国人観光客の増加や、北海道新幹線の札幌開業の決定を受け、その必要性がより一層高まっています。

こうした札幌の「顔」となる場所の景観の魅力を高めていくことを重視します。



初夏の大通公園

エ 地域の個性を見だし、伸ばす

札幌への市民の愛着を高めるためには、「顔」創りだけでなく地域ごとの魅力を高めていくことも欠かせません。

地域によって異なる街並み、特徴的な山並みや公園などを個性ととらえ、生かすことで、地域の景観の魅力を高めることを重視します。



路面電車が走る冬の街並み

オ みんなが取り組み、広げる

良好な景観の形成は、市民、事業者、行政等多様な主体によって支えられるものです。

多様な主体が良好な景観の形成に向けて取り組み、その過程と成果を発信することで、取り組みの輪を広げていくことを重視します。



市民の手による雪像づくり（さっぽろ雪まつり）

審 3

カ 行政は率先し、支える

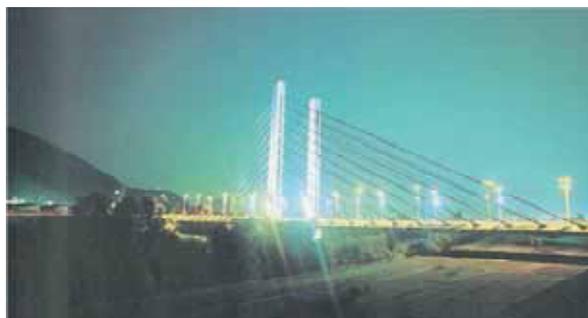
審 3

良好な景観を形成するために、行政（札幌市）は公共施設の整備等を行う際に先導的な役割を果たすことが求められます。

札幌市はこうした役割を担うことにより、市民や事業者等の主体的な取組を喚起し、多様な手法で支えていきます。



ガラスのピラミッド（モエレ沼公園）



ミュンヘン大橋（豊平川）



第4章

良好な景観の形成に関する方針

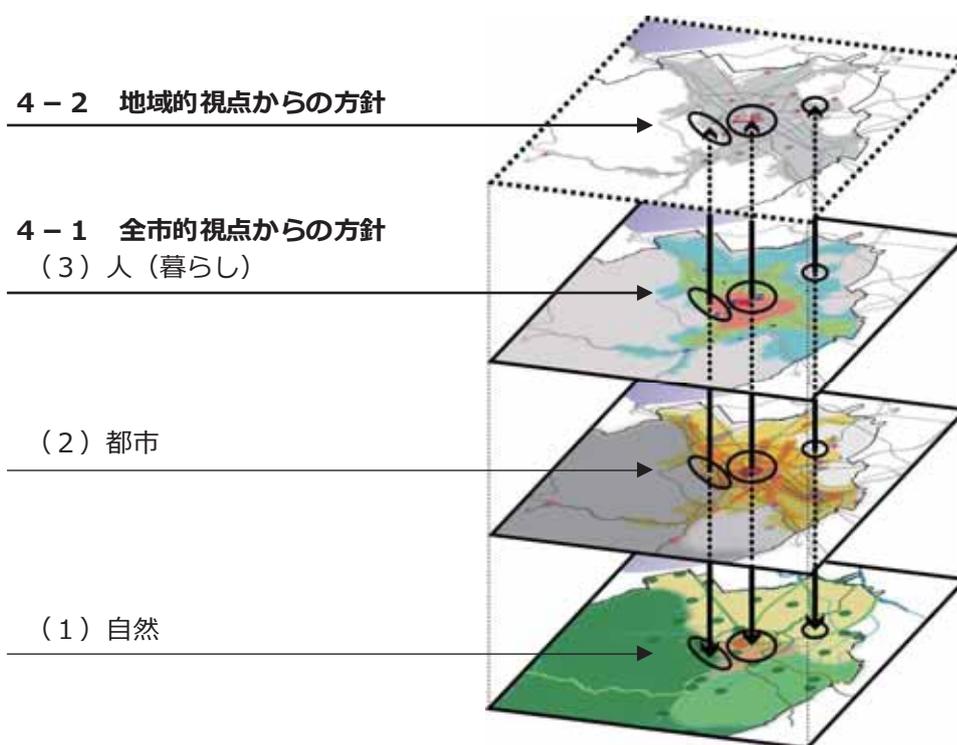
第4章 良好な景観の形成に関する方針

前章までの内容を踏まえて、景観形成の方針（景観法第8条第3項の規定による「良好な景観の形成に関する方針」）を、全市的視点と地域的視点から定めます。

全市的視点からの方針は、「自然」、「都市」、「人（暮らし）」の3つの観点から示すこととし、このうち「都市」については、これからの都市づくりの基本方針を示す都市計画マスタープランに適合したものとなるよう、都市計画マスタープランの市街地等の区分別に整理します。また、「人（暮らし）」については、歴史の区分の方針を、2-2(1)で示したこれまでの都市づくりの経緯を踏まえて整理します。

一方、地域的視点からの方針は、特定の地区の特性を踏まえたものとして、景観計画重点区域等の方針を示します。

良好な景観の形成に向けては、地形上、歴史上など一体としてとらえられる「景域^{※8}」を認識したうえで取組を展開することが重要です。そのため、取組の内容や場所に応じてそれぞれの方針を重ね合わせて読み解くものとします。



景観形成の方針の構成

※8 景域 地理的、生態的、歴史的、文化的に同様の特徴を有する一定の地域（日本らしく美しい景観づくりに関する懇談会「日本らしく美しい景観づくりに関する懇談会報告書」（平成27年度）における定義）

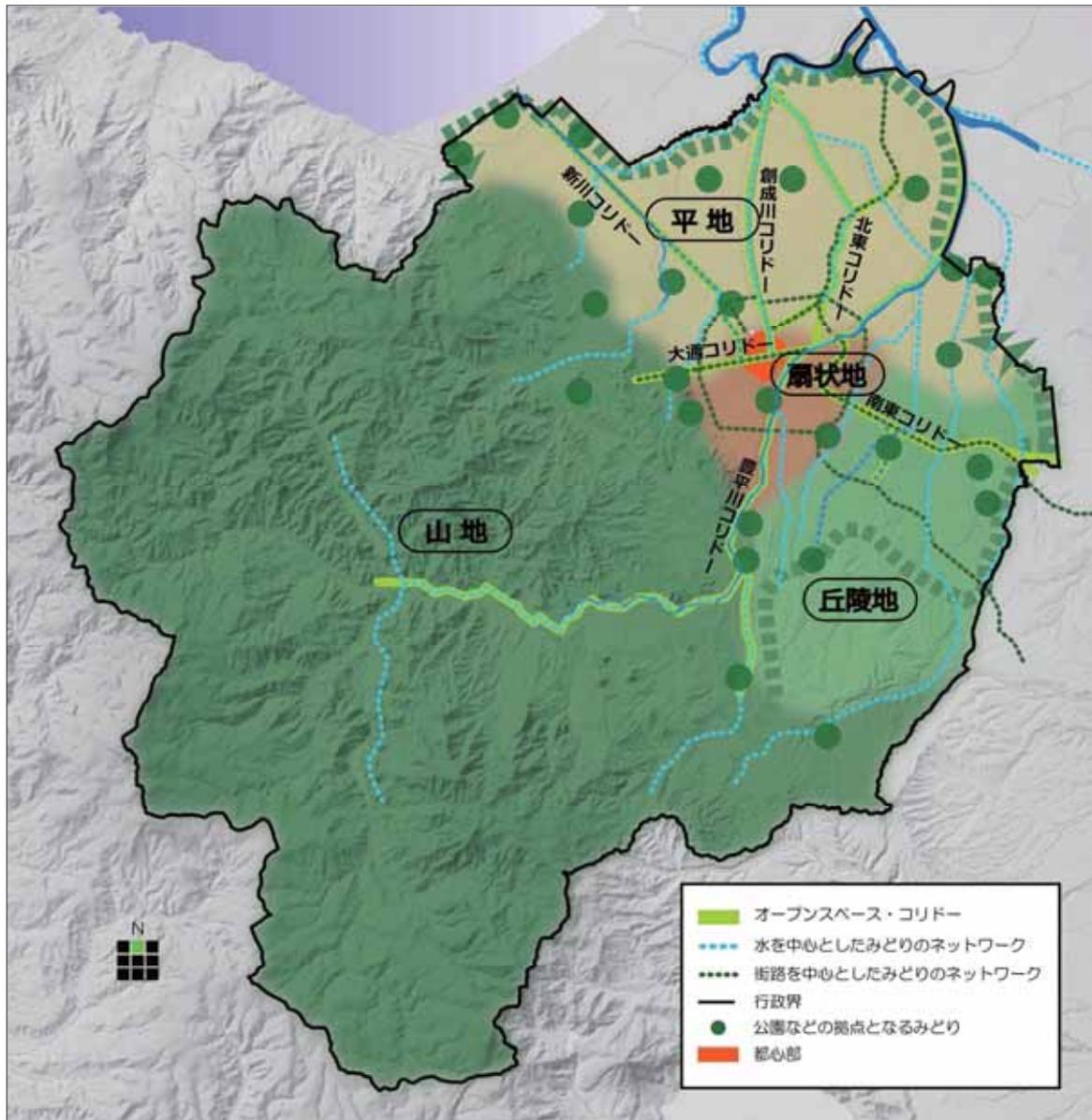
4-1 札幌の景観特性を踏まえた景観形成の方針

(1) 自然 ～自然的特性を踏まえた景観形成の方針

【景観形成の方針】

<p>気候等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○四季が明瞭な気候特性を生かし、四季の変化が感じられる景観形成を図ります。 ○特に、雪のある景観が札幌の個性の一つであることを踏まえ、雪に配慮した景観形成を図ります。
<p>地形 (山地、丘陵地、扇状地、平地)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○札幌の地形が持つ以下の特性を生かした景観形成を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・山地：自然と市街地が近接、山並みのスカイライン、ひな壇状の街並み、坂 など ・丘陵地：波状の起伏（坂、崖、崖線の緑等）、山並みや平地への眺望 など ・扇状地：微地形等の札幌の原風景的イメージを想起させる場所 など ・平地：田園風景、防風林、遠景の山並み など ○特に、市街地の背景となる山並みは、方向や広がりを確認できる要素であることから、山並みへの眺望に配慮した景観形成を図ります。
<p>水とみどり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○骨格となる水とみどりのネットワークを基軸として重視するとともに、きめ細かなネットワークの連続性も考慮した景観形成を図ります。 ○特徴ある水辺空間や拠点となるみどりを生かした景観形成を図ります。 ○札幌の植生やシンボルとなる樹木などを生かした景観形成を図ります。 ○水とみどりが連続する自然環境を保全するなど、多様な生態系に配慮した景観形成を図ります。

パ26



自然的特性を踏まえた景観形成の方針 付図

(2) 都市 ～市街地等の特性を踏まえた景観形成の方針

都市計画マスタープランの市街地等の区分に基づき、それぞれの特性を踏まえた方針を定めます。

【景観形成の方針】

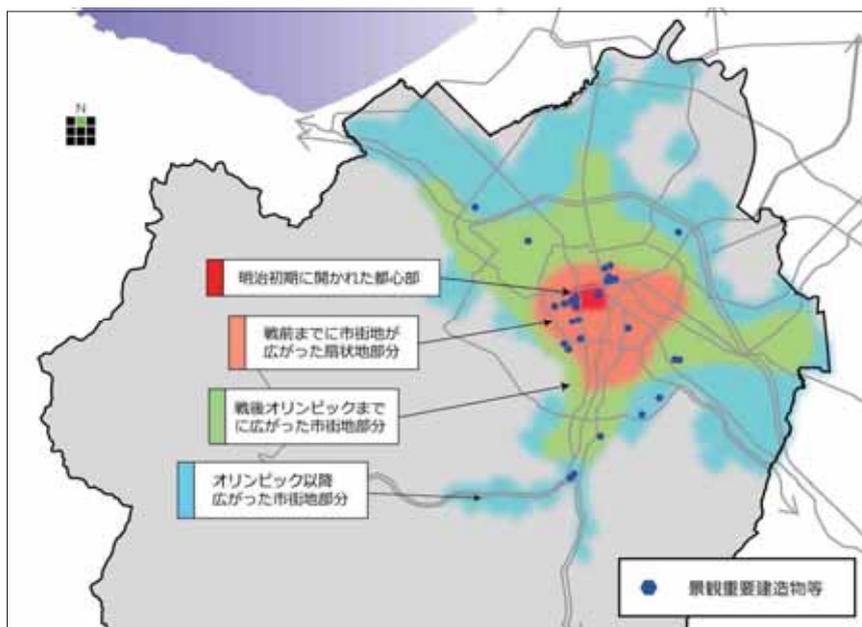
<p>都心</p>	<p>【世界に向けて都心の魅力を発信する優れた景観形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○骨格軸や交流拠点^{※9}などの個性を生かした、風格のある魅力的な景観形成を図ります。 ○人にやさしく快適な、歩いて楽しい空間の創出を重視し、魅力的な景観形成を図ります。
<p>拠点</p>	<p>【各拠点の特性を生かした景観形成】</p> <p>(地域交流拠点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多様な機能が集積し、多くの人々が集まる特性を踏まえ、活気が感じられる景観形成を図ります。 ○市民の交流や活動の場となる公共的空間は、その目的や利用形態等を十分考慮してデザインするなど、特に良好な景観形成を図ります。 <p>(高次機能交流拠点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各拠点の特徴的な機能の魅力が高まる良好な景観形成を図ります。
<p>複合型高度利用市街地</p>	<p>【利便性の高い快適な暮らしを演出する景観形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集合型居住機能や多様な生活利便機能が集積していることを踏まえ、地域特性に応じた、秩序と調和のある景観形成を図ります。
<p>一般住宅地</p>	<p>【居住環境の維持・向上に向けた景観形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域特性に応じ、多様な居住機能や生活利便機能が相互に調和する景観形成を図ります。
<p>郊外住宅地</p>	<p>【ゆとりある居住環境を重視した景観形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○閑静でゆとりある居住環境を生かし、地域特性に応じた、愛着のもてる景観形成を図ります。
<p>工業地・流通業務地</p>	<p>【周辺市街地と調和した景観形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緩衝帯となるオープンスペースの確保や緑化の促進など、隣接する周辺市街地と調和した景観形成を図ります。

※9 骨格軸や交流拠点 都心まちづくり計画において位置付けられた都心のまちづくりを実現するための骨格構造

(3) 人（暮らし） ～歴史・文化・暮らしの特性を踏まえた景観形成の方針

【景観形成の方針】

<p>歴史</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史的建築物等に配慮した、魅力的な景観形成を図ります。 ○格子状街路や防風林など、街の成り立ちを尊重した景観形成を図ります。 ○れんが、札幌軟石などの地域の資源に配慮した質の高い景観形成を図ります。
<p>文化・暮らし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○深い雪の中で大都市としての生活・文化を育んできたことが札幌の個性の一つであることから、雪のある暮らしの充実に配慮した景観形成を図ります。 ○市内外から多くの人々が訪れる場所では、市民や観光客等が魅力を感じられるよう、その場所の特性を踏まえるとともに、札幌の文化を尊重した景観形成を図ります。 ○住宅地等では、地域ごとの住まい方の違いを踏まえ、地域住民が関わりながら、地域への愛着を高める景観形成を図ります。 ○新築時はもとより、その後も適切な維持管理がなされ、時代を経て成熟していく質の高い景観形成を図ります。 ○社会経済状況等の変化により、使用されない建物や土地等が生じる際は、周辺の街並みや環境を悪化させないように配慮します。



歴史・文化・人（暮らし）の特性を踏まえた方針 付図

4 - 2 特定の地区の特性を踏まえた景観形成の方針

(1) 景観計画重点区域における景観形成の方針

景観計画区域の内、地区の特性を踏まえ、特に良好な景観の形成を図るべき区域を「景観計画重点区域」とします。

「景観計画重点区域」においては、地区ごとに方針を定め、当該方針を4 - 1で定めた方針に加えて適用します。

なお、各地区の区域及び方針については、(別表2)のとおり定めます。

(2) (仮称) 景観まちづくり推進区域等における景観形成の方針

(仮称) 景観まちづくり推進区域(5 - 3参照)など、個別に景観に関する方針等を定めた地区については、当該方針を4 - 1で定めた方針に加えて適用します。



第5章

良好な景観の形成に向けた取組

第5章 良好な景観の形成に向けた取組

前章までの内容を踏まえ、良好な景観の形成に向けた取組を、「届出・協議による景観誘導」、「景観資源の保全・活用」、「地域ごとの景観まちづくりの推進」、「景観形成に関する普及啓発」の4つの柱で整理します。

5-1 届出・協議による景観誘導

(1) 現状と課題

① 現状

パ 34

建築行為等を届出の対象とし、良好な景観の形成のために協議する取組（届出・協議による景観誘導）は、景観法に基づく最も基本的な取組です。

札幌市では、平成20年（2008年）4月以降、景観法に基づく届出・協議を運用しており、その取組概要は以下のとおりです。

【届出】

大規模な建築物の新築など届出の対象となる行為を行う場合、工事着手30日前までの届出が必要

<届出対象行為>

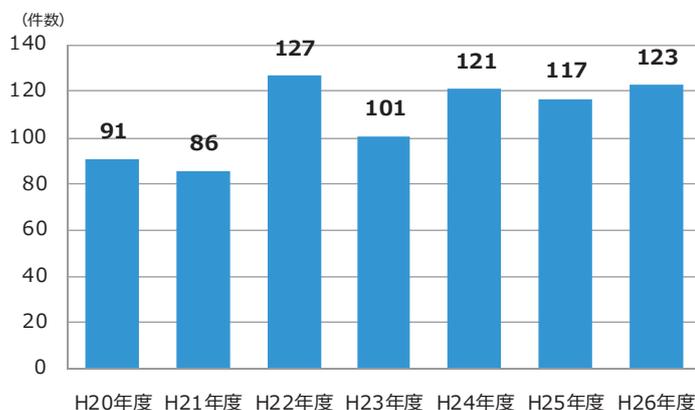
- ・以下の新築、増築、外観の過半にわたる色彩の変更等（景観計画区域）
 - ・大規模な建築物（延べ面積10,000㎡超、高度地区の制限に応じて高さ15～31m超の建築物等）
 - ・工作物（高さ31m超の鉄柱、延長50m超の橋りょう等）
- （景観計画重点区域）
 - ・建築物・工作物（規模に関わらず届出が必要）、広告物の表示・変更等

<平成20～26年度の届出実績>

届出件数の実績は下表のとおり

（平成26年度の内訳概要）

- ・共同住宅の新築が約半数、その他は鉄柱の新設や橋りょうの塗替え、学校の増築等



平成20～26年度の届出件数の実績
（計画変更に伴う届出は除く）

【協議】

届出を受けた計画内容について、協議を通じて基準への適合を誘導

<主な協議の観点>

・外壁等の色彩

(札幌の景観色 70 色への適合)



・街並みとの連続感

(低層部の軒高・敷地際のしつらえ等)



など

<事前協議>

・届出に先立ち、協議が可能

② 課題

これまでの届出・協議の積み重ねは、札幌の良好な景観の形成に一定の効果があったと言えますが、1-4(2)で示した「これからの景観施策の主要課題」の観点から、現状の取組には特に以下のような課題があると考えられます。

- ・市街地等の区分別の方針が届出・協議に活かされておらず、また、景観計画重点区域以外の基準は全市網羅的であるため、地域の個性を重視した景観誘導が難しい。
- ・景観形成上重要な施設の場合でも、届出の期日が一律に定められており、また、届出者と市の二者の視点による協議に留まっている。
- ・届出対象ではない建築物等でも景観に大きく影響を与える場合がある。

(2) 取組の基本的考え方

(1)の現状と課題を踏まえ、「届出・協議による景観誘導」については、以下の基本的考え方で取り組んでいきます。

- 全市的な秩序と調和を保つため、景観施策の根幹である届出・協議を今後も適切に運用していく必要があるが、これからは、積極的に地域の魅力を高める観点から効果的に協議を行うことが重要
- そのため、景観誘導の重要性に応じて届出対象や協議手法等を見直し、運用していく。

(3) 主な取組

① 景観上優れたものへの誘導方策の充実

ア 専門家の関与による協議制度（(仮称)景観プレ・アドバイス）の導入

景観形成上重要な建築物等について、計画の早い段階で専門家がアドバイスをを行う「(仮称)景観プレ・アドバイス」の仕組みを導入します。

イ 届出・協議に関する基準やパンフレット等の見直し

第4章の方針の内容等を適切に踏まえて、景観形成基準(別表1、2参照)や届出時に提出する自己診断カルテを見直します。

また、届出手続き、方針、基準等について説明しているパンフレットに、札幌の景観特性や景観資源などの情報をわかりやすく整理して掲載します。

ウ 市有建築物等に係る協議等の充実

市有建築物等は景観形成上重要であることから、必要に応じて、計画の早い段階からの協議を行うとともに通知対象以外のものについても協議を行うなど、適切に景観誘導を図ります。また、計画の早い段階からの協議の方策については、より充実した景観誘導を図るよう、そのあり方を検討していきます。

② 届出対象の見直し

ア 届出対象の追加・除外

これまでの届出・協議の現状と課題等を踏まえ、景観への影響を適切に考慮した届出対象とするため、以下のとおり届出対象を追加・除外します。

【建築物】

<全市>

- ・高さや延べ面積の要件で届出対象となる建築物以外にも景観上の影響が大きいものがあることを考慮し、建築物の壁面の長さを届出対象要件に追加
- ・届出済み建築物の一定範囲内での増築は、景観上大きな変化をもたらすものではないことから除外
- ・変更命令が可能となる「特定届出対象行為^{※10}」について、景観への影響を考慮し、対象を再整理(建築物の形態について緩和をするものに限る。)

<都心及び拠点>

- ・都市計画マスタープランを踏まえ、多くの人々が集まる拠点等においてよりきめ細かい景観誘導を図るため、都市機能誘導区域内での延べ面積要件を引き下げ

<主に郊外部>

- ・新設された18m高度地区^{※11}において、周辺市街地との調和を図るため、高さによる届出対象要件を設定

【工作物】

- ・橋りょう、高架橋、擁壁等以外の工作物について、高さ要件で届出対象となる工作物以外にも景観上の影響が大きいものがあることを考慮し、築造面積を届出対象要件に追加

※10 **特定届出対象行為** 建築物等の形態意匠の制限に適合しないと認める場合に、設計の変更等を命じることができる行為(景観法第17条第1項)

※11 **高度地区** 市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定めるもの(都市計画法第8条第3項)。札幌市の「18m高度地区」は高さの最高限度を18mと規定。

【ロードマップ】

主な取組	短期的な取組（概ね5年）	中・長期的な取組
①景観上優れたものへの誘導方策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）景観プレ・アドバイスの導入 ・届出・協議に活用できる資料等の充実 ・市有建築物等に係る協議等の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）景観プレ・アドバイスの導入 ・市有建築物等に係る協議等の充実
②届出対象の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・届出対象の追加・除外 	

（４）取組を支える制度と運用の考え方

① 届出（景観法第 16 条、条例第 24 条）

ア 景観計画区域における景観形成基準等

景観計画区域における届出対象行為（景観法第 16 条第 1 項、第 7 項）及び景観形成基準（景観法第 8 条第 2 項）は（別表 1）のとおり定めます。

景観計画区域において届出対象行為をしようとする場合は、景観形成基準に適合させる必要があります。

イ 景観計画重点区域における景観形成基準等

景観計画重点区域における届出対象行為（景観法第 16 条第 1 項、第 7 項、条例第 24 条）及び景観形成基準は（別表 2）のとおり定めます。

景観計画重点区域において届出対象行為をしようとする場合は、景観計画区域における景観形成基準に適合させたくて、当該地区の景観形成基準に適合させる必要があります。

ウ （仮称）景観まちづくり推進区域における景観形成基準等

（仮称）景観まちづくり推進区域においては、景観計画区域における届出対象行為（景観法第 16 条第 1 項、第 7 項）及び景観形成基準（景観法第 8 条第 2 項）に、当該地区の（仮称）景観まちづくり指針（5-3 参照）で、届出対象行為と景観形成基準をそれぞれ追加することができるよう、条例に位置付けます。

（仮称）景観まちづくり推進区域において届出対象行為をしようとする場合は、景観計画区域における景観形成基準に適合させたくて、当該地区の（仮称）景観まちづくり指針で定めた景観形成基準に適合させる必要があります。

② 事前協議（条例第 16 条）

届出対象行為を行おうとする事業者等は、当該届出を行う前に札幌市と事前の協議を行うことができます。

審 4

パ 46

③ 専門家の関与による協議制度（（仮称）景観プレ・アドバイス）

条例等に以下の制度を位置付け、適切に運用します。

【協議対象】

＜建築物＞ 届出対象となる建築物の新築で、以下のいずれかに該当するもの
（全市）

- a 当該建築物の新築にあたり、制限の緩和を伴う都市計画の決定または変更が必要となるもの（例：都市再生特別地区^{※12}、再開発等促進区^{※13}等）
- b 景観重要建造物、札幌景観資産の敷地に近接するもの
（都心^{※14}）
- c 高さ 60m 超えるものかつ延べ面積 10,000 m²を超えるもの（ただし、景観計画重点区域内にあっては、「かつ」を「または」に読み替える。）
（拠点^{※15}）
- d 延べ面積 10,000 m²を超えるもの

＜工作物＞ 届出対象となる工作物の新設等で、以下のいずれかに該当するもの

- e 高さ 100mを超えるもの（橋りょう、擁壁等を除く）の新設、色彩変更等
- f 橋長 100mを超える橋りょう（河川に架かる橋りょうに限ることとし、連続する高架道路等は除く）の新設、架け替え

【体制】

- ・都市景観審議会のもとに専門家からなる部会を設置
- ・市は事務局として部会の運営等を行う。

【協議の方法・観点】

- ・協議対象に該当する行為を行おうとする事業者等（以下「協議対象者」という。）は、計画案や景観形成の考え方について部会に提示し、その助言等を得て、これを尊重するものとする。
- ・部会は、この計画の方針・基準等を踏まえ、協議対象者に対して専門的見地から助言等を行う。
- ・市は協議が円滑に進むよう、協議対象者及び部会の双方に適切に情報提供を行うとともに、部会からの助言等の概要を公表する。

【実施時期・回数】

- ・原則 1 回（設計段階）（ただし、a に該当する場合は、原則 2 回（構想段階・設計段階））
- ・協議対象者と部会の合意があった場合、実施回数を増やすことができる。

【その他】

- ・市または協議対象者の申し出等により、上記の協議対象以外のものについても（仮称）景観プレ・アドバイスの対象とすることができる。
- ・別途、市が関与する協議会等において、（仮称）景観プレ・アドバイスと同等の協議を行う場合、それに替えることができる。

※12 **都市再生特別地区** 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域内において、地域整備方針に即した建物を誘導する必要があると認められる区域に定めることができるもの

※13 **再開発等促進区** 地区計画区域の中で、市街地の再開発又は開発整備の必要な区域に再開発等促進区を定め、道路、公園、広場などの公共空間を整備することにより、容積率などの建築物に関する制限を緩和し、土地の高度利用と都市機能の増進とを図ろうとするもの

※14 **都心** 札幌市立地適正化計画における都市機能誘導区域（都心）

※15 **拠点** 札幌市立地適正化計画における都市機能誘導区域（地域交流拠点）

④ **屋外広告物に関する事項**（景観法第8条第2項第4号の規定による「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」）

景観計画区域内の屋外広告物については、「札幌市屋外広告物条例（平成10年条例第43号）（以下「広告物条例」という。）」において、良好な景観もしくは風致を害すおそれのないよう必要な規制を行うものとする。

そのうち、地域の特色に応じた広告物の掲出方法が必要な地区については、広告物条例において、下記ア、イにより、必要な規制を行うものとする。

ア 広告物活用地区

・すすきの地区

活力ある街並みを維持し、又は形成する上で広告物が重要な役割を果たしている区域を、広告物活用地区として指定することができる。

イ 景観保全型広告整備地区

・札幌駅南口地区、札幌駅北口地区、札幌駅前通北街区地区

良好な景観を保全し、又は形成するため、広告物等の整備を図ることが特に必要な区域を、景観保全型広告整備地区として指定することができる。

⑤ **景観アドバイザー**

市は、札幌らしい個性的で魅力的な景観の形成を推進するため、市、市民及び事業者に対し、専門家（景観アドバイザー）を通じて、必要な情報の提供、助言、指導等を行うことができます。

なお、「景観資源の保全・活用」、「地域ごとの景観まちづくりの推進」、「景観形成に関する普及啓発」の取組に関しても、景観アドバイザーを通じた助言等が可能です。

5-2 景観資源の保全・活用

(1) 現状と課題

① 現状

景観を特色付けている自然や建築物、工作物、生活習慣などは良好な景観を形成するための大切な資源（以下、「景観資源」という。）です。

景観資源の保全・活用の取組として、札幌市では、平成10年（1998年）に制定した自主条例において、「都市景観重要建築物等」の指定制度を位置付け、平成13年（2001年）7月から平成20年（2008年）3月までに23件を指定しました。

平成20年（2008年）4月以降は、景観法に基づく「景観重要建造物」や、札幌市都市景観条例に基づく「札幌景観資産」として以下のとおり指定しています。



景観重要建造物等の指定状況（平成27年12月現在）

景観重要建造物：2件

札幌景観資産：26件（うち樹木1件）

また、景観重要建造物等の指定状況についてはホームページや現地の標識等を通じて周知を図っているほか、所有者に対しては専門家の派遣等による技術的援助や外観の維持・保全のための改修工事等にかかる費用の一部助成（**景観重要建造物等助成金：助成対象経費の2分の1以内とし、500万円を限度として助成**）を行っています。

② 課題

景観資源の保全と活用のため、これまで景観重要建造物等の指定や周知、助成といった一定の取組を重ねてきましたが、1-4(2)で示した「これからの景観施策の主要課題」の観点から、現状の取組には特に以下のような課題があると考えられます。

- ・歴史的価値に着目した指定に限定されている。
- ・現行の助成は外観の維持・保全を重視したものであり、他の用途への転用も含めた活用の可能性が広がらないことから、歴史的建築物等の滅失を防ぐことが難しい。
- ・現在の周知方法では、必ずしも多くの市民に共有されていない。
- ・市民・事業者等が維持・保全や利活用に協力・関与できる仕組みがない。

(2) 取組の基本的考え方

(1)の現状と課題を踏まえ、「景観資源の保全・活用」については、以下の基本的考え方で取り組んでいきます。

- 成熟した都市において景観をより魅力的なものとするため、景観資源をこれまで以上に尊重
- そのため、これからは景観上の価値のとらえ方を拡大し、**景観資源が有効に保全・活用される取組を積極的に推進していく。**

パ56

(3) 主な取組

① 景観資源の指定等に関する体系の再整理

ア 景観上の価値のとらえ方の拡大

これまでの景観重要建造物等の指定は、歴史的価値に主眼を置いてきましたが、歴史的価値に限らず、多くの市民が景観上優れていると感じているものや、シンボル性が高いものといった観点も重視するなど、景観上の価値のとらえ方を拡大します。

イ 新たな視点を加えた景観資源の調査

アの考え方を踏まえて、新たな視点を加え、これまで把握してきた景観資源も含めて市内の景観資源の実態調査を行います。

ウ 調査結果を踏まえた景観資源の位置付け

イの調査結果を踏まえ、景観重要建造物等や札幌景観資産の新規指定について検討します。また、景観重要建造物等や札幌景観資産以外の景観資源についても、広く市民や事業者等が認識することで、今後の良好な景観形成に生かす可能性が広がると考えられることから、これらをゆるやかに位置付ける方策（(仮称) **活用促進景観資源**）を検討します。

審5

② 景観資源の保全・活用への多様な支援

ア 景観重要建造物等の活用への柔軟な助成

景観重要建造物等については、活用の可能性を広げることで滅失を防ぐことができると考えられることから、外観等を適切に維持・保全した上で他の用途への転用等による活用も助成の対象とすることを検討します。

イ 専門家の関与による景観重要建造物等の計画的な修繕の促進

専門家を適切に派遣することで、中長期的な修繕計画の作成支援や個別の修繕工事への技術的アドバイスを行うなど、専門家の関与による計画的な修繕を促進する仕組みを検討します。

ウ 関連分野と連携した景観資源の活用促進策の検討

景観資源の幅広い活用を図るため、文化財や観光振興等といった関連分野と連携して活用を促進する方策を検討します。

③ 多様な主体による景観資源の共有

ア 保全・活用を促す多様な情報発信

景観資源について、広報誌やホームページなど様々な媒体を通じて情報発信します。

発信する情報は、新たに掘り起こしたものを含めた景観資源のリストや位置図はもとより、維持・保全に有効な活用事例等も含めることで市民等の意識の醸成を図ります。

イ 市民や事業者等の多様な関与の促進

景観資源に関して興味や関心を持った市民や事業者等が景観資源を知り・訪れ・触れる機会を充実させるなど、多様な関わりを促す取組を支援・調整します。

【ロードマップ】

主な取組	短期的な取組（概ね5年）	中・長期的な取組
①景観資源の指定等に関する体系の再整理	<ul style="list-style-type: none"> ・景観上の価値のとらえ方の拡大 ・新たな視点を加えた景観資源の調査 ・調査結果を踏まえた景観資源の位置付け 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果を踏まえた景観資源の位置付け
②景観資源の保全・活用への多様な支援	<ul style="list-style-type: none"> ・景観重要建造物等の活用への柔軟な助成 ・専門家の関与による景観重要建造物等の計画的な修繕の促進 ・関連分野と連携した景観資源の活用促進策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連分野と連携した景観資源の活用促進策の検討
③多様な主体による景観資源の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・保全・活用を促す多様な情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・保全・活用を促す多様な情報発信 ・市民や事業者等の多様な関与の促進

(4) 取組を支える制度と運用の考え方

① 景観重要建造物（景観法第 19 条第 1 項、札幌市都市景観条例第 29 条）

【指定方針】（景観法第 8 条第 2 項第 3 号）

歴史や文化など地域の景観を特徴付けている建造物及び市民や観光客に親しまれている建造物など景観形成上重要な価値のある建造物については、所有者の意見を聴いた上で、景観重要建造物として指定し、地域の良好な景観の形成を推進します。



めばえ幼稚園



日本福音ルーテル札幌教会

② 景観重要樹木（景観法第 28 条第 1 項、札幌市都市景観条例第 31 条）

【指定方針】（景観法第 8 条第 2 項第 3 号）

自然、歴史、文化などからみて地域のシンボリックな存在として景観を特徴付けている樹木や市民に親しまれている樹木などについては、所有者の意見を聴いた上で、景観重要樹木として指定し、地域の良好な景観の形成を推進します。

③ **札幌景観資産**（札幌市都市景観条例第 36 条）

【指定方針】（札幌市都市景観条例第 12 条第 2 項第 4 号）

景観形成上価値があると認められ、意匠、様式（樹木にあつては、樹容※16）等が良好な景観を特徴付けている建築物等や将来のまちづくりに生かされる可能性のある建築物等については、所有者の同意を得た上で、札幌景観資産として指定し、地域の良好な景観の形成を推進します。



市民ホール前のハルニレ



エドウィン・ダン記念館

審 5

④ **（仮称）活用促進景観資源**

条例等に以下の制度を位置付け、適切に運用します。

【趣旨・目的】

- ・一定の制限を受ける既往の指定制度ではなく、今後の良好な景観の形成に生かすため、市民等に広く周知することに主眼を置いてゆるやかに位置付ける制度
- ・活用促進景観資源として位置付けることで、市民等の関心を喚起し、良好な景観の形成に向けた活用の可能性を広げる。

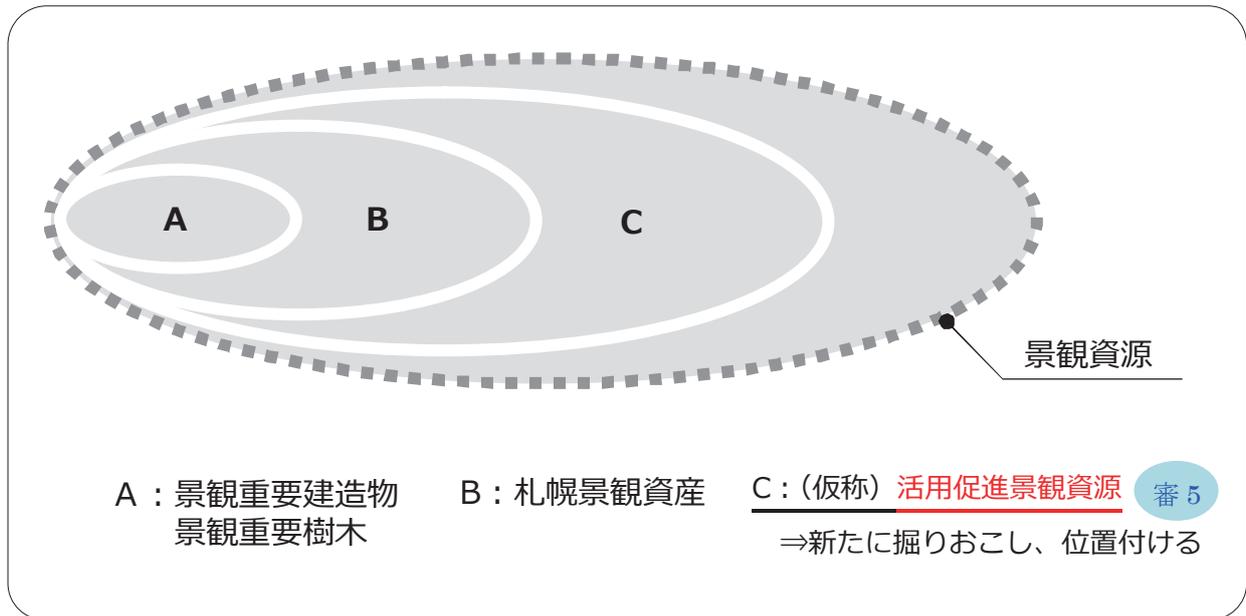
【位置付け・周知の方法】

- ・市はこれまでの景観資源の調査結果や、市民からの意見等を踏まえ、位置付けの対象を検討する。
- ・位置付けにあたっては、所有者等の同意を要する。
- ・同意が得られたものについては、ホームページ等で幅広く周知・公表する。

【位置付けた資源の活用】

- ・市民・事業者・行政等は、届出・協議や景観まちづくりの取組（5-3 参照）を進めるにあたって参考にするとともに、有効な活用策について検討する。
- ・市は位置付けた資源の情報を適宜更新する。

※16 樹容 樹木の姿のこと。



景観資源の体系（イメージ）

⑤ **その他取組を支える制度等**

ア 景観重要建造物等助成金

市は、景観重要建造物、景観重要樹木及び札幌景観資産の維持・保全に要する経費を一部助成することができます。

5-3 地域ごとの景観まちづくりの推進

(1) 現状と課題

① 現状

良好な景観の形成のためには、身近な地域の景観の魅力を高めていくことが不可欠です。平成 27 年第 2 回市民アンケート^{※17}の結果では、札幌市全体の景観の印象について約 8 割の市民が魅力があると回答したのに対し、この質問を居住している地域に限ってしたところ、その割合は 5 割強に留まっていることから、今後は地域の特性を踏まえた「景観まちづくり^{※18}」の取組が一層重要となります。

平成 22 年（2010 年）3 月、札幌市都市景観審議会からの提言^{※19}の中で、地域ごとの特徴ある「景観まちづくり」を推進していく必要性について示され、札幌市ではこの提言を受け、以下のような取組を行ってきました。

【提言後の主な取組】

平成 21 年～平成 23 年

札幌駅前通地下歩行空間（チ・カ・ホ）の整備をきっかけとして、札幌駅前通北街区地区景観計画重点区域について、札幌駅前通沿道の土地所有者等からなる札幌駅前通協議会と協働で方針や基準等の見直しを実施

平成 25 年～

路面電車のループ化をきっかけとして、「ロープウェイ入口」、「西 15 丁目」電停周辺をモデル地区とし、地域住民等と協働で、魅力的な景観の形成に向けた指針を作成するなどの取組を展開



モデル地区位置図



モデル地区における意見交換会の様子

※17 **市民アンケート** 各種施策や事業についての市民への周知度や要望を把握し、今後の施策推進の参考とすることを目的に、市長政策室広報部が行うアンケートのことをいう。（平成 27 年度は 1 回あたり 5,000 人を対象とした調査を計 3 回実施）

※18 **景観まちづくり** この計画では、市民・事業者等が関わりながら、地域の景観のあり方について検討し、地域特性に応じた魅力的な景観の形成に向けて取り組むことをいう。

※19 **札幌市都市景観審議会からの提言** これからの都市景観行政は地域活動の支援、まちづくり意識の醸成を図るなど、新たな展開が必要であり、地域ごとの特徴ある「景観まちづくり」を推進していく必要がある。（平成 22 年 3 月 「今後の札幌市の都市景観行政のあり方についての提言」より）

② 課題

地域ごとの景観まちづくりを推進するため、これまで、景観計画重点区域の見直しや、モデル地区における取組を展開してきましたが、1-4(2)で示した「これからの景観施策の主要課題」の観点から、現状の取組には特に以下のような課題があると考えられます。

- ・身近な地域の景観の魅力を高める取組を展開する場合、地域住民等の関わりが不可欠
- ・地域ごとの景観まちづくりの取組は、モデル地区において地域住民と協働で取組を始めた段階のため、策定した指針を制度としてどのように位置付けるかが不明確

(2) 取組の基本的考え方

(1)の現状と課題を踏まえ、「地域ごとの景観まちづくりの推進」については、以下の基本的考え方で取り組んでいきます。

- 地域ごとの魅力的な景観の形成を推進していくためには、地域特性を生かして積極的に景観を保全・創出していくことが重要
- そのため、地域住民等が主体的に関わる景観まちづくりの取組を推進していく。

(3) 主な取組

① 地域ごとの景観まちづくりの多様な展開

ア モデル地区の取組の推進と他の地区への展開

モデルとして平成25年度から進めている路面電車電停周辺2地区（ロープウェイ入口、西15丁目）での取組を、今後も継続して推進します。

また、モデル地区での取組事例を踏まえ、景観まちづくりの取組を他の地区へと展開します。

イ 取組事例等の情報発信

他の地区の自発的な取組を誘発するため、モデル地区における景観まちづくりの取組事例等について、ホームページ等でわかりやすく情報発信します。

ウ 景観計画重点区域等の指定の検討

大規模な再開発等が連鎖的に展開する地区などにおいて、市街地の更新を適切に誘導するため、新たに景観計画重点区域等に指定することを検討します。

エ 景観計画重点区域の見直し検討

既に指定している景観計画重点区域について、地域のまちづくりの進展や機運の高まりに応じて、必要な見直しを検討します。

オ 多様な分野との連携と関連制度等の適切な活用

高次機能交流拠点及びその周辺など、今後、魅力の向上が必要な地域においては、観光振興や都市計画等の分野と連携し、景観まちづくりの取組を展開していきます。また、取組を推進していくにあたり、地区計画など景観の魅力を高めるための関連制度等を、地域の状況に応じて適切に活用することを検討します。

② 地域ごとの景観まちづくりを支える仕組みの確立

ア 「(仮称)景観まちづくり指針」等の制度化

モデル地区での取組を制度の面から支え、他の地区の取組へと展開していくため、地域特性に応じた魅力的な景観を形成するための指針((仮称)景観まちづくり指針)やその対象区域((仮称)景観まちづくり推進区域)、地域の活動等を支える仕組みを新たに制度化します。

審 6

なお、この仕組みは、地域住民等が主体となる取組を喚起し、支えるため、景観計画重点区域と比較し、より機動的かつ柔軟な運用が可能なものとして位置付けます。

イ 助成金や景観アドバイザー等の運用のあり方検討

景観まちづくりの取組を持続的に展開していくため、(仮称)景観まちづくり指針に基づく取組に対し、助成金や景観アドバイザー等の柔軟な制度のあり方について検討します。

【ロードマップ】

主な取組	短期的な取組 (概ね5年)	中・長期的な取組
①地域ごとの景観まちづくりの多様な展開	<ul style="list-style-type: none">モデル地区の取組推進と他の地区への展開取組事例の情報発信重点区域の見直し検討重点区域等の指定を検討多様な分野の連携等	<ul style="list-style-type: none">他の地区への展開取組事例の情報発信重点区域の見直し検討重点区域等の指定を検討多様な分野との連携等
②地域ごとの景観まちづくりを支える仕組みの確立	<ul style="list-style-type: none">景観まちづくり指針の制度化助成金や景観アドバイザー等の運用のあり方検討	—

(4) 取組を支える制度と運用の考え方

① (仮称) 景観まちづくり指針及び(仮称) 景観まちづくり推進区域

条例等に以下の制度を位置付け、適切に運用します。

【趣旨・目的】

- ・市民・事業者等が関わりながら、地域の景観のあり方について検討し、地域特性に応じた魅力的な景観形成を図る取組を推進するため、所要の制度等を位置付ける。

【(仮称) 景観まちづくり指針の位置付け】

- ・指針の内容は、札幌市景観計画に即したものとする。
- ・地域住民等と市が協働で指針を策定し、その内容を共有する。
- ・指針の策定にあたっては、札幌市都市景観審議会の意見を聴くこととする。

【(仮称) 景観まちづくり指針に定める事項】

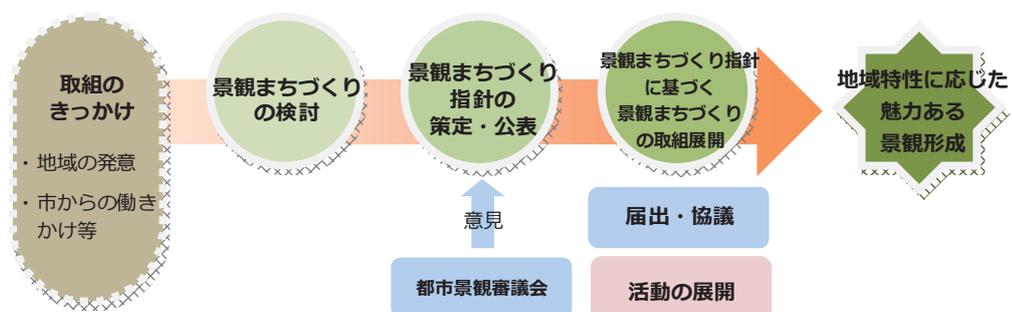
- ・対象区域（(仮称) 景観まちづくり推進区域）
- ・目標・方針
- ・基準、届出対象
- ・活動 など

【届出・協議との連動】

- ・事業者等は、対象区域内で建築行為等を行う際には、指針に定められた届出対象に該当した場合、市に届出を行う。
- ・届出を受けた市は、景観計画区域における景観形成基準に加え、指針に定められた基準等を踏まえ、事業者等と協議を行う。

【地域住民による取組等】

- ・地域住民等が主体となり、指針に定められた活動を推進していく。また、市は活動を適切に支援する。
- ・対象区域内での届出について情報を共有するなど、届出・協議に対する地域住民等の関与のあり方について検討する。 など



景観まちづくりの展開イメージ

【その他】

審 7

・ 景観計画重点区域は、景観計画に方針等を定めるものであることから、区域等の決定や変更には法及び条例の規定に基づき、景観計画自体の変更手続きが必要。

一方、景観まちづくり推進区域は、景観計画に即して定める景観まちづくり指針に位置付けられるものであることから、区域の決定や変更は景観計画自体の変更手続きは不要。

② その他取組を支える制度等

ア 景観まちづくり助成金

市は、良好な景観の形成に寄与する活動に要する経費の一部を助成することができます。

5-4 景観形成に関する普及啓発

(1) 現状と課題

① 現状

市民・事業者等の協働により、良好な景観の形成を進めるためには、普及啓発の取組が重要です。札幌市では、これまで以下のような普及啓発の取組みを行ってきました。

【主な取組】

<札幌市都市景観賞>

景観の形成に寄与している建築物や取組等を表彰する制度として、昭和 58 年（1983 年）から平成 21 年（2009 年）まで隔年で開催しました。

・全 14 回開催（表彰件数：建築物等 47 件、公園・緑地等 20 件、市民参加・イベント等 14 件）

<子どもへの景観教育>

平成 19 年度（2007 年度）より、将来の都市づくりを担う子ども達に都市計画や景観に興味を持ってもらえるよう、「ミニまち^{※20}」の配布を行うとともに、市内の小学校において、ミニまちを活用したミニまち講座（出前授業）を実施しています。



ミニまち講座の様子

また、実際に街並みを見ながら都市計画の仕組みやルールをわかりやすく説明するため、市役所屋上や JR タワー展望台での「まちなみ案内」も併せて実施しています。

<市民主体の景観資源選出等の取組 ～好きです。さつぽろ（個人的に。）>

札幌市都市景観賞について、より効果的な普及啓発を目指して見直すこととし、平成 24 年度（2012 年度）から平成 26 年度（2014 年度）まで、市民（運営委員会）による主体的な取組を試行的に展開してきました。

・市民による良好な景観の掘りおこしと発信

市民の個人的に好きな景色等を募集

⇒ 人気投票（景観総選挙（上位 48 件選出））

⇒ 景観まちづくりカードゲーム（景カード）の作成・活用



・多様なイベントの実施：まち歩きイベント、トークフォーラム など



イベントの様子

※20 ミニまち 子ども向けに都市計画をわかりやすく解説した本（札幌市発行）。なお、ミニまちを活用した一連の取組は、平成 24 年度（2012 年度）都市景観大賞（主催：「都市景観の日」実行委員会、後援：国土交通省）景観教育・普及啓発部門 優秀賞を受賞

② 課題

現状にあるとおり、これまで様々な取組を重ねてきましたが、1-4(2)で示した「これからの景観施策の主要課題」の観点から、現状の取組には特に以下のような課題があると考えられます。

- ・取組の計画上の位置付けや個別の取組相互の関係性が明確でない。
- ・取組の持続性・発展性が確保されていない。
- ・良好な景観の形成に資する取組や事業等を認め、周知する仕組みが必要
- ・多くの市民・事業者等へと取組が広がっていない。

(2) 取組の基本的考え方

(1)の現状と課題を踏まえ、「景観形成に関する普及啓発」については以下の基本的考え方で取り組んでいきます。

- 良好な景観の形成に向けた取組を広げていくためには、市民・事業者等の関心を高め、自発的な取組を促進することが重要
- そのため、景観への関心の高まりに応じた多様な普及啓発の取組を展開していく。

(3) 主な取組

① 景観に関する教育と体験の機会の提供

ア 子どもへの景観教育

景観に関する意識や考え方を醸成するため、これまで行ってきた「ミニまち」を活用した子どもへの都市計画や景観についての教育の取組を今後も実施します。

イ 市民等との協働による普及啓発の取組

市民主体の景観資源選出等の取組「好きです。さっぽろ(個人的に。)」の成果と課題を踏まえ、**景カードを使った子どもへの普及啓発の取組など**、より多くの市民・事業者等に波及する効果的な取組を検討して実施していきます。

キ 42

キ 43

② 多様で効果的な情報発信

ア わかりやすく多様な情報発信

情報の受け手の関心等に応じて、以下のような多様な情報発信を行います。

- ・事業者等に向けた制度の周知

届出・協議など、主に事業者等に関わる制度等について、分かりやすいパンフレットを作成し、周知します。

- ・広く市民等に向けた「札幌の景観色 70 色」や景観資源等の紹介

「札幌の景観色 70 色」(別表 3 参照)や景観資源等のリストと位置図など、広く市民に関心を持ってもらえるような紹介を行います。

- ・取組を行う市民等に向けた良好な事例の紹介
市民等が取組を行う際の参考となるよう、地域での景観まちづくりの取組や景観資源の活用など、良好な事例を、その過程も含めて紹介します。

イ 多様な情報発信ツールの活用

適時適切に情報発信を行うため、冊子等のもとより、ホームページやソーシャルメディア^{※21}といった多様なツールを有効に活用します。

③ 市民・事業者等の自発的活動を促進する施策の充実

ア 市民・事業者等が自発的に活動を行う際の支援

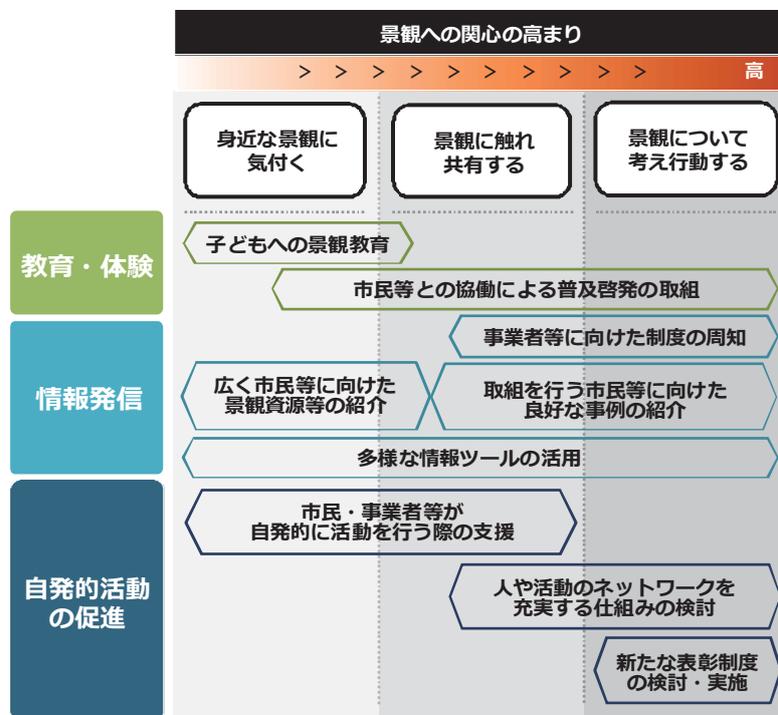
市民・事業者等が自発的に活動を行う際に、景観アドバイザーの派遣や助成などを通じて、適切に支援します。

イ 人や活動のネットワークを充実する仕組みの検討

市民・事業者等の個々の活動が広がり、相互につながって連鎖的に展開していくよう、景観整備機構^{※22}の指定、専門家や活動団体の認証など、人や活動のネットワークを充実する仕組みの検討を行います。

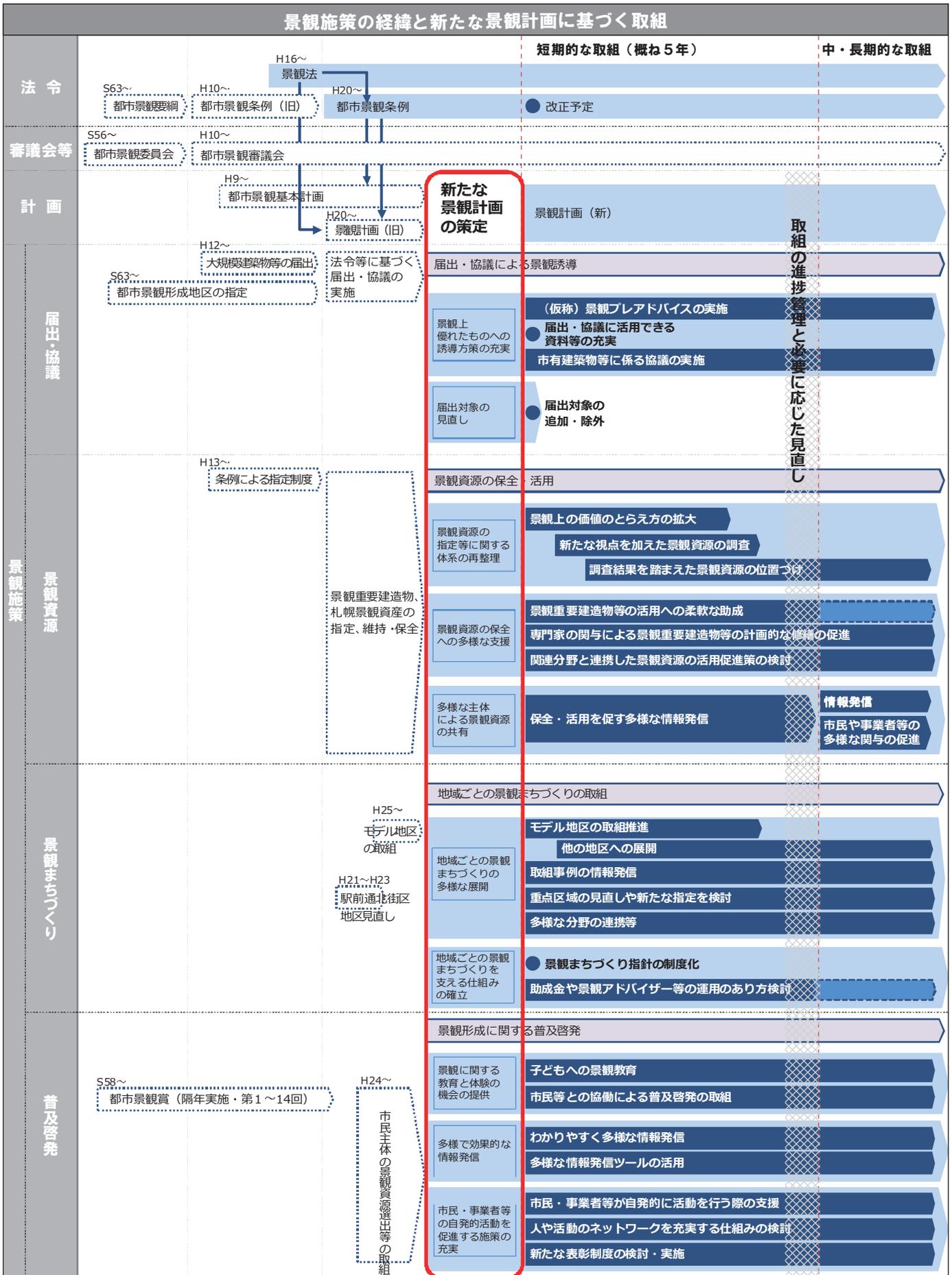
ウ 新たな表彰制度の検討・実施

市民・事業者等が良好な景観の形成に意識を向け、市民・事業活動等の中で自発的取組を行うきっかけとなるよう、良好な景観の形成に資する優れた建築物や活動等を評価する新たな表彰制度について検討・実施します。



※21 ソーシャルメディア SNS、ブログなど、インターネットを利用して個人間のコミュニケーションを促進するサービスの総称

※22 景観整備機構 民間団体や市民等による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する一般社団法人、一般財団法人又は NPO を景観行政団体が景観整備機構として景観法第92条に基づき指定し、良好な景観形成を担う主体として位置付ける制度





第6章

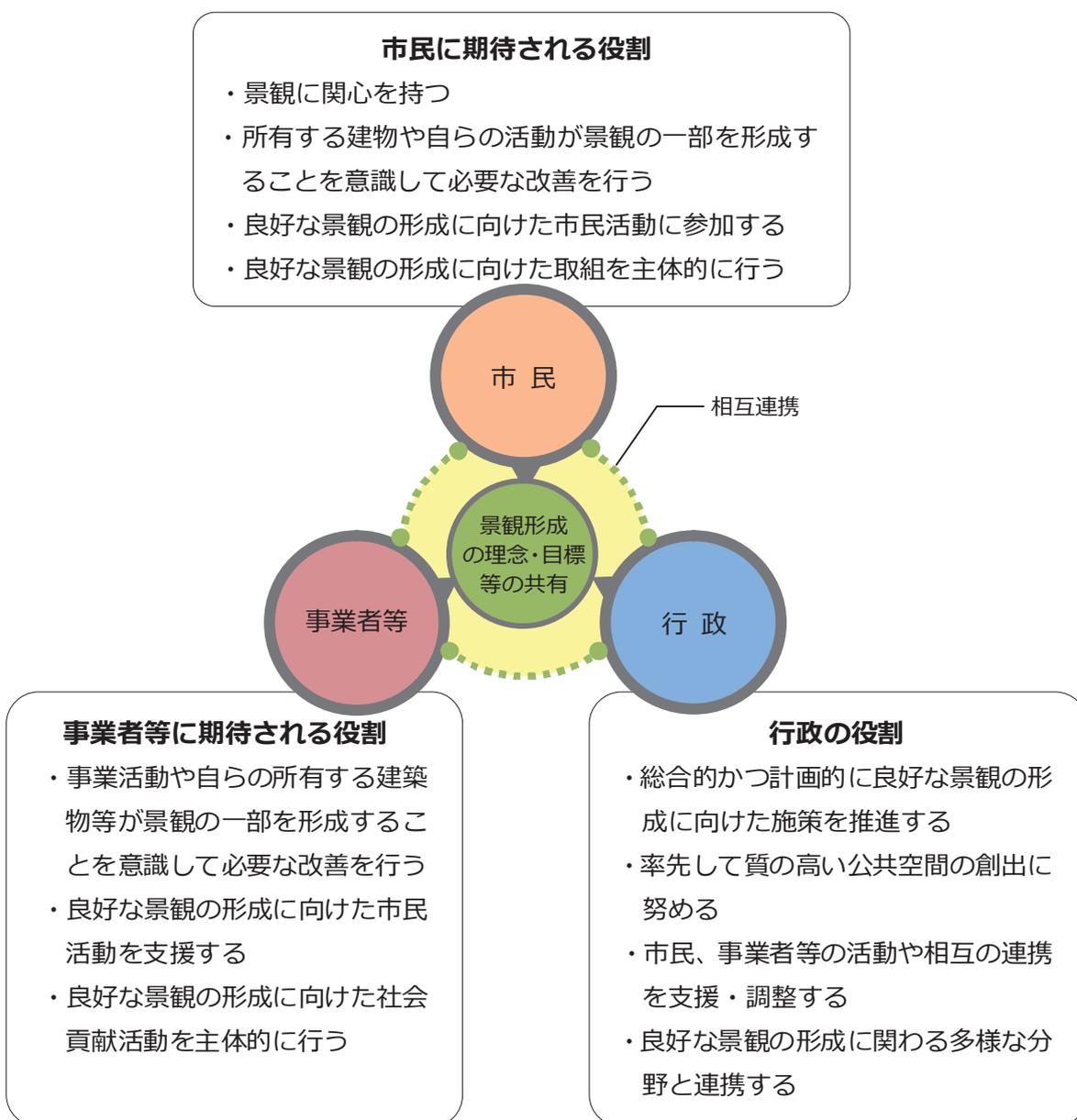
◆ 計画の推進にあたって ◆

第6章 計画の推進にあたって

6-1 計画の推進体制

良好な景観の形成を実現するためには、市民、事業者、行政等が相互に役割を担い合うことが重要です。

この計画の推進にあたっては、各主体が理念や目標を共有し、それぞれ以下のような役割を担って相互に連携して取り組んでいきます。

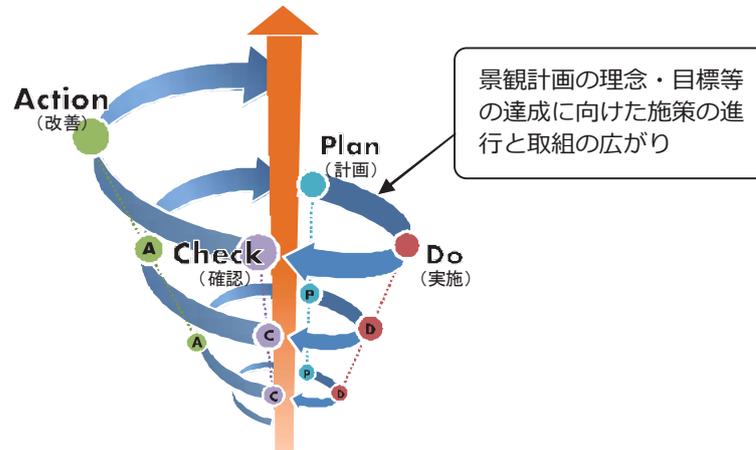


推進体制のイメージ

6-2 計画の進行管理

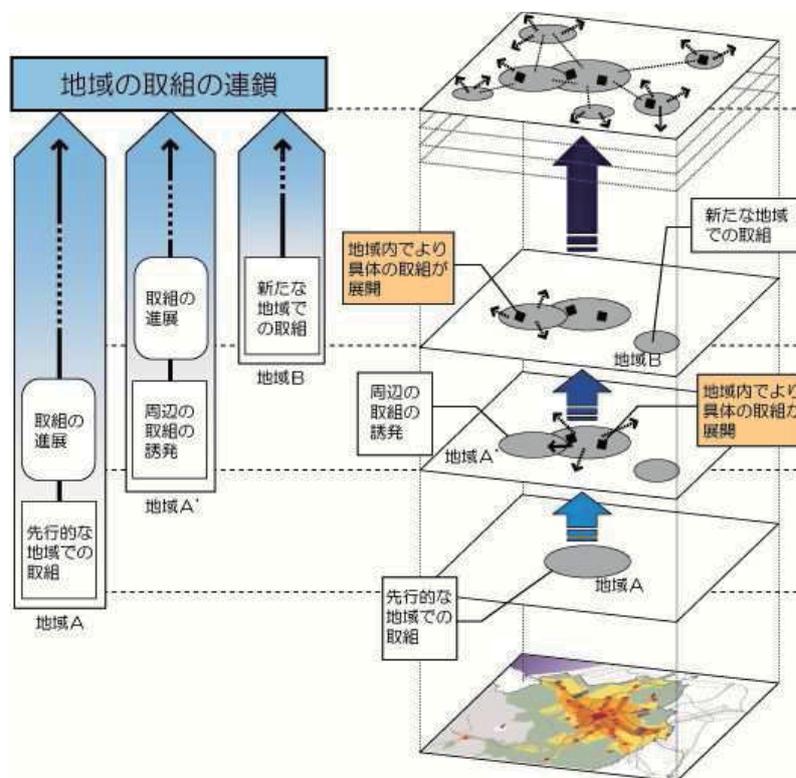
(1) PDCAによる進行管理

計画の進行管理にあたっては、この計画(Plan)に基づく具体的な取組を展開し(Do)、その結果を検証して(Check)、必要な改善を行う(Action)サイクルを繰り返すことで、段階的かつ継続的な発展(スパイラルアップ)を図っていきます。



進行管理のPDCAサイクル(イメージ)

また、札幌全体の景観の魅力を高めていくために、地域の個々の取組が地域の内外での新たな取組を誘発し、それらが相互に関係付けられながら連鎖的に展開されることを目指します。



地域の取組の連鎖

(2) 活動指標及び成果指標による進行管理

この計画に基づく個別の取組の進行管理は、第5章のロードマップを活動指標として行います。

また、計画全体の進行管理のためには、成果指標を設定することが効果的です。その成果指標としては以下のものが考えられますが、現時点で十分なデータ等の蓄積がないことから、今後、定期的なアンケート調査を行うことなどを通じ、成果指標のあり方について検討していきます。

- 札幌の景観に対する市民の評価（札幌全体・地区別）
- 景観施策についての市民の認知度
- 景観まちづくりの取組を行っている地区数



別表



別表 1

1-1 景観計画区域における届出対象行為

【届出対象行為】

- ① 建築物及び都市景観条例施行規則で定める工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築、移転、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更(以下別表1で「建築等」という)で、以下の規模に該当するもの。(ただし、増築にあつては、増築部分のみが届出対象に該当しないものは届出不要。なお、当該増築の前は届出対象に該当せず、当該増築をもって届出対象となるものは届出が必要)

届出対象規模					
建築物	延べ面積 ^{※23} が10,000㎡(札幌市立地適正化計画の都市機能誘導区域内にあつては5,000㎡)を超えるもの			<p>イメージ 建築物 5,000㎡< 10,000㎡< 延べ面積</p>	
	高さ ^{※24} が31mを超えるもの(高度地区の指定がない場合)				
	ある場合	高度地区の種類	高さ		<p>高さ 15m ~ 31m< 50m< 壁長 高さ 31m< 壁長</p>
		18m高度地区 24m高度地区	15mを超えるもの		
		27m高度地区	18mを超えるもの		
		33m高度地区	21mを超えるもの		
	上記以外の地区	31mを超えるもの		<p>工作物 2,000㎡< 築造面積 31m< 高さ</p>	
壁面の長さ ^{※25} が50mを超えるもの(高さが10mを超えるものに限る)					
工作物	橋りょう・擁壁等を除く	築造面積 ^{※26} が2,000㎡を超えるもの		<p>50m< 橋りょう・高架橋等の橋長 50m< 擁壁等の延長・高さ</p>	
		高さが31mを超えるもの			
	橋りょう・高架橋等	橋長が50mを超える橋りょう、又は高架橋等			
	擁壁等	延長が50mを超え、かつ高さの最大が6mを超える擁壁等			

※23 延べ面積 建築基準法施行令第2条第1項第4号の「延べ面積」をいう

※24 高さ 建築基準法施行令第2条第1項第6号の「建築物の高さ」をいう
(ただし、建築物に設置する工作物は設置面からの高さとする。)

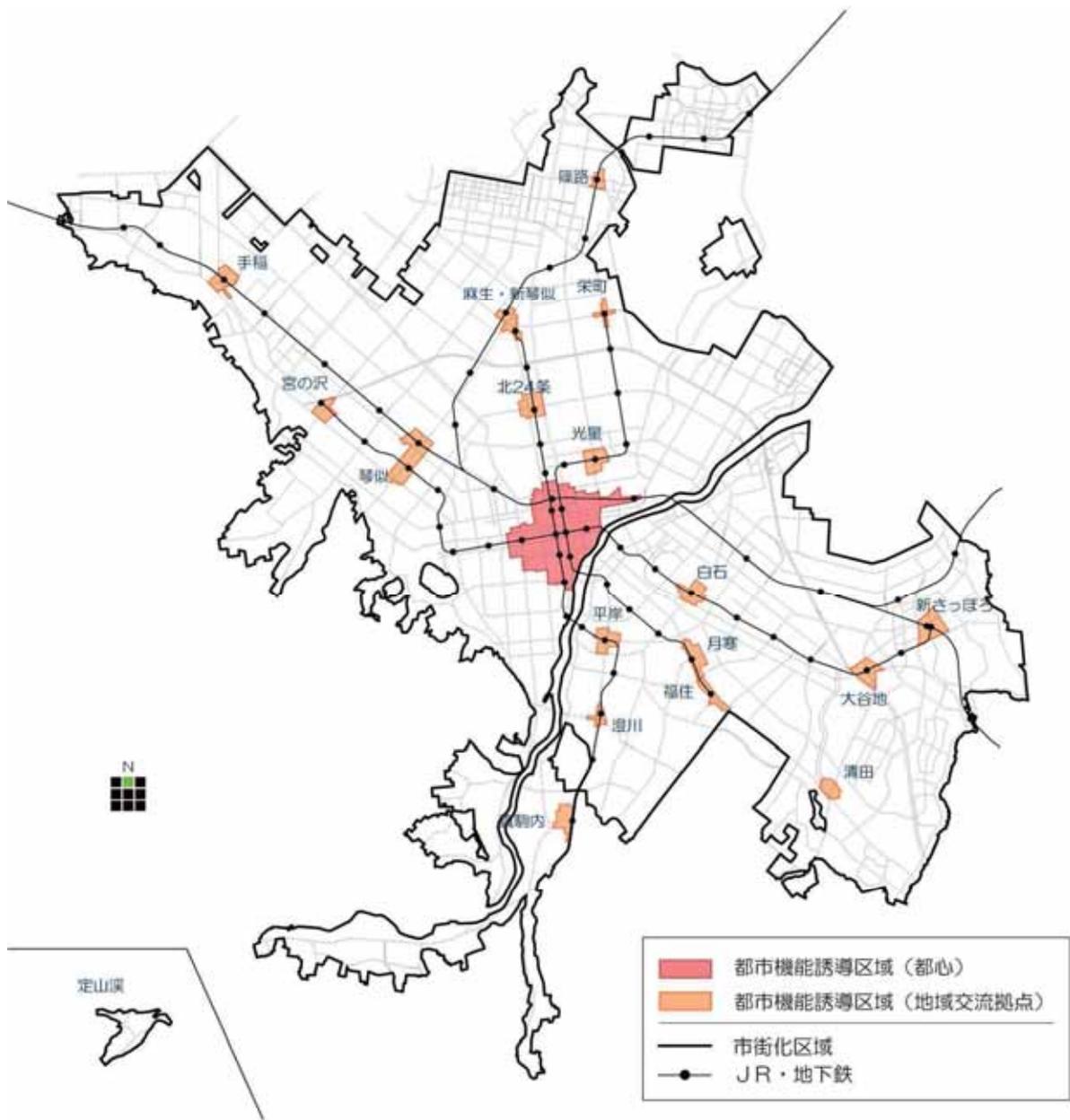
※25 壁面の長さ 前面道路の境界線から垂直方向に建物を見たときの見付の壁面の長さをいう

※26 築造面積 建築基準法施行令第2条第1項第5号の「築造面積」をいう

【特定届出対象行為】

届出対象行為のうち、以下の要件に該当するものについて、特定届出対象行為とする。

- ② 札幌圏都市計画高度地区規定書第 3 項の規定により、建築物の高さが、同規定書第 1 項の規定による限度を超えるものの建築等（ただし、都市計画法第 8 条第 1 項第 6 号の「景観地区」の区域内における建築物の建築等を除く。）
- ③ 都市計画法第 8 条第 1 項第 3 号の「高度利用地区」の区域内における建築物（その容積率が、用途地域（都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の「用途地域」をいう。以下同じ。）に関する都市計画において定められた容積率の数値以上のもの、又は、建築基準法第 59 条第 4 項の規定による許可に係るものに限る。）の建築等
- ④ 都市計画法第 8 条第 1 項第 4 号の「特定街区」の区域内における建築物（その容積率が、用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値以上のもの、又は、その高さが、建築基準法第 56 条、同法第 56 条の 2 若しくは札幌圏都市計画高度地区規定書第 1 項の規定による限度を超えるものに限る。）の建築等
- ⑤ 都市計画法第 8 条第 1 項第 4 号の 2 の「都市再生特別地区」の区域内における建築物（その容積率が、用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値以上のもの、又は、その高さが、建築基準法第 56 条、同法第 56 条の 2 若しくは札幌圏都市計画高度地区規定書第 1 項の規定による限度を超えるものに限る。）の建築等
- ⑥ 都市計画法第 12 条の 5 第 3 項の「再開発等促進区」を定めた地区計画の区域内における建築物（建築基準法第 68 条の 3 第 1 項から第 4 項までの規定による認定又は許可に係るものに限る。）の建築等
- ⑦ 都市計画法第 12 条の 8 の規定により地区整備計画に制限を定めた地区計画（高度利用型地区計画）の区域内における建築物（その容積率が、用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値以上のもの、又は、建築基準法第 68 条の 5 の 3 第 2 項の規定による許可に係るものに限る。）の建築等
- ⑧ 都市計画法第 12 条の 10 の規定により地区整備計画に制限を定めた地区計画（街並み誘導型地区計画）の区域内における建築物（建築基準法第 68 条の 5 の 5 第 2 項の規定による認定に係るものに限る。）の建築等



札幌市立地適正化計画における都市機能誘導区域

1-2 景観計画区域における景観形成基準

【建築物】

	配慮項目	基本的視点	誘導基準	
遠景	地形や水辺などの自然環境を生かす	地形	山地、丘陵地、扇状地、平地といった札幌の地形の特徴を尊重するとともに、それらの手がかりとなる植生、水辺・河川、微地形など地域固有の自然環境を景観の骨格として生かす。	
		植生		
		水辺・河川		
	山並みやランドマークへの見通しに配慮する	視点場 ^{※27} からの見え方	市街地の背景となる山並みは、方向や広がりを確認でき、四季の彩を演出する重要な要素である。また、街並みのシンボルとなる建物や樹木などのランドマークも、景観を特徴付ける貴重な要素である。そのため、これらを確認できる主要交差点、主要道路、主要河川等からの見通しに配慮する。	
			歴史的なまちの遺構を生かし、質を高める	歴史と文化
	街並みとの連続感をつくる	原風景		
		低層部の軒高	壁面線	歩行者の視線レベルにある建物の低層部において、隣り合う建物の軒高や壁面の位置や素材、敷地際のしつらえに配慮し、街路樹及び歩道部と一体となった表情豊かで楽しく歩ける街並みをつくる。
			敷地際のしつらえ	
		街角等	隣接敷地との関係づけ	隣接敷地の公開空地や公園等のオープンスペース、交差点などに面する部分は、街並みの表情づくりのポイントであることから、オープンスペース、交差点、通りとの一体感に配慮した特徴ある街角等をつくる。
		オープンスペースのしつらえ		
歩行者の視点でのスケール感を大切にす		圧迫感の軽減	建物の立面の分節化などにより、通りに対するボリューム感の軽減を図るとともに、低層部の用途やしつらえ、開口部の位置や大きさに配慮することにより、街並みを彩る沿道の景観を形成する。	
	低層部の用途			
	開口部の位置や大きさ			
地域特性に配慮した色彩を考える	外壁等の色彩	外壁等の色彩については、北の自然を基調としながら、周囲の街並みとも調和するよう配慮するとともに、アクセントとなる色彩は、面積を抑えた効果的な使い方とする。具体的には、別表3「色彩景観基準」による。		
	アクセントとなる色彩			
中景				

※27 視点場 視点（見る人）が位置する場。

※28 プレイロット 敷地内に設ける比較的小規模な遊び場。

遠 景	中 景	近 景	意匠に配慮する	ファサードデザイン※29	目新しさや話題性にデザインの原点を求めず、周囲の質感・素材感との調和を心がけるとともに、華美な装飾を避け、汚れが目立たない工夫を施すことなどにより、将来に渡って陳腐化しない持続可能なデザインとする。
				外壁の仕上げ	
				照明	
			雪に配慮する	落雪等対策	北風や落雪に配慮して、建物の配置や形態、外壁形状等を考える。
				冬の快適性	冬でも快適に暮らせるよう雪の堆積スペースを確保するほか、雪の美しさを見せることができる仕掛け等も検討する。
			付帯工作物等に配慮する	屋外設備	通りなどからの見え方に配慮し、なるべく景観を阻害しない位置に設けるか、やむを得ない場合は目隠しを施す。
				物置・柵等の工作物	自転車置き場やゴミ置き場、物置など敷地内に付帯する工作物は、建築デザインとの関係性を十分考慮し、建築本体への取り込みを図るか、やむを得ない場合は歩行者に対して閉鎖的にならないよう配慮して、目隠し等による修景を行う。
			外構に配慮する	ユニバーサルデザイン	通りから建物へ至るアプローチは、周辺景観に配慮したデザインとするとともに、段差を設けず滑りにくい素材を使うなど誰にでも使いやすいデザインとする。
				アプローチのしつらえ	
				駐車場等の修景	駐車場や業務用出入口等は、配置や敷地外との搬入出口に十分配慮し、通りに対する修景を図る。
				みどりの演出	通りや広場、水辺、建物の壁面などに対して、効果的なみどりの配置を図る。また、既存樹木との共生、四季の変化、地域の環境といった要素を考慮して、適切な樹種を選定する。
			広告物や案内表示などに配慮する	掲出の方法	建物デザインや街並みとの調和はもとより、安全性や視認性にも配慮して、場所の特性に合わせた掲出の方法、色彩デザインや照明計画を考える。また、複数個表示する場合には集合化等を図る。なお、激しく動光が変化するものや華美なものは原則として使用しない。
				色彩や照明	
				集合化	
景観の維持・管理に配慮する	オープンスペースの活用	公開空地やプレイロットを設置する際には、街並みに調和した活用がなされるよう、誰がどのように利用するかなどを考慮する。			
	維持・管理手法	新築時はもとより、将来に渡って景観の質が確保されるよう、維持・管理の体制やルール、役割分担等について事前に明確にする。			

パ47

※29 ファサードデザイン 建築物の正面のデザイン。

【工作物】

	配慮項目	基本的視点	誘導基準	
共通	自然環境を生かす	地形・水辺	地形や水辺などの自然環境を生かすとともに、地域固有の植生などにも配慮し、街並みや山並みと一体となった風景を創出する。	
		植生		
橋りょう・高架橋等	地域性に配慮する	スケール感	周辺の街並みや雰囲気に合ったスケール感に配慮するとともに、街並みとの接点となる橋詰の修景を図る。	
		橋詰の修景		
		シークエンスデザイン		橋りょうへ向かうアプローチ道路と橋りょうとのシークエンス（連続性）及び重なり合っ見える橋りょう相互のデザインの関連性を考える。
		デザインの関連性		
		ランドマークへの見通し		
		形態・色彩		
	意匠に配慮する	全体のバランス	上部工・下部工を一体的に捉えるとともに、桁や地覆 ^{※30} 、高欄 ^{※31} などの連続感を大切に、照明や防音壁などを含めた全体のバランスに配慮する。また、具象的な装飾や華美なデザインは原則として避ける。	
		量感の軽減		
		桁下の修景		
	付帯物に配慮する	デザインの調和	付帯する案内板や柵等のデザインを統一するほか、集合化を図るとともに、歩行部では安心・快適に歩けるようしつらえの工夫を行う。	
歩道空間の演出				
鉄塔・煙突等	地域性に配慮する	スケール感	街並みへの影響を軽減するために位置やスケール感に十分配慮する。	
		見え方・見せ方		建築物との位置関係など周辺からの見え方に配慮するとともに、足元の緑化を施すなど、周辺との調和を図る。
		調和する色彩		
	全体的な姿に配慮する	量感の軽減	全体の量感を軽減するディテール処理を工夫するとともに、構造美を生かした形態とする。	
		構造美		
付帯物に配慮する	柵などの修景	周囲に設置する立ち入り防止柵などは、街並みと隔絶した印象を与えないように、緑化したり、目立たない色彩を施す。なお、色彩は別表3「色彩景観基準」による。		
擁壁等	地域性に配慮する	最小限の工作物 緑化修景	できるだけ工作物を抑える造成方法や、十分な緑化を行い、人や車に対する圧迫感、違和感を軽減する。	
	付帯物に配慮する	柵などの修景	柵や設備等は、周辺の景観を阻害しないよう、設置位置を工夫し、目立たない色彩を施す。なお、色彩は別表3「色彩景観基準」による。	
発電施設 太陽光	地域性に配慮する	視点場からの見え方	主要な道路や視点場などからの見え方に配慮し、緑化や配置の工夫などによる修景を図る。	
	付帯物に配慮する	柵などの修景	柵や管理用建物等は、周辺の景観を阻害しないよう、設置位置を工夫し、目立たない色彩を施す。なお、色彩は別表3「色彩景観基準」による。	

※30 地覆 橋りょう等の端部で路盤面より高くなっている部分。

※31 高欄 橋りょう等の側端部に設ける手すり等。

2-2 景観計画重点区域における届出対象行為

【届出対象行為】

- ① 建築物等の新築、増築、改築、移転、除却^(*)、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更(以下別表2-2で「建築等」という)
- ②^{*} 広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造若しくは移転
- ③ 土地の形質の変更
- ④ 樹木の伐採又は植栽
- ⑤^{*} その他都市景観の形成に影響を及ぼすおそれのある行為

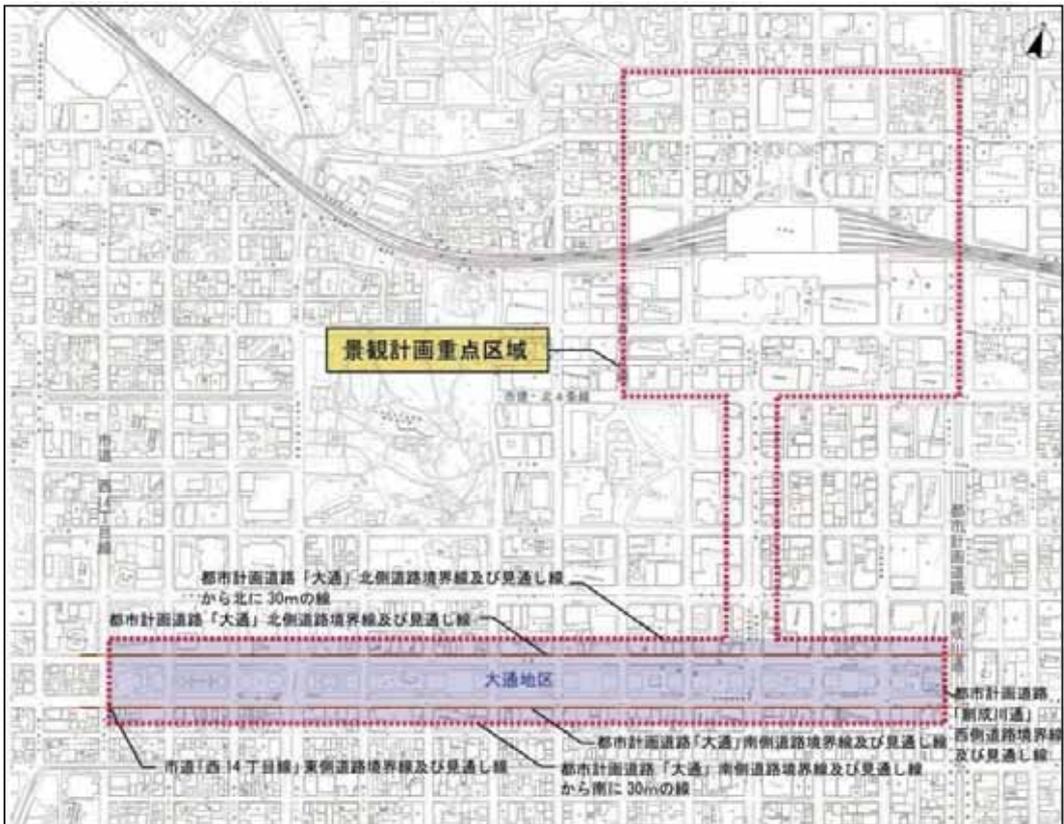
* 札幌市都市景観条例に基づく届出対象行為

【特定届出対象行為】

- ⑥ 届出対象行為のうち、以下の要件に該当するものについて、特定届出対象行為とする。札幌圏都市計画高度地区規定書第3項の規定により、建築物の高さが、同規定書第1項の規定による限度を超えるものの建築等(ただし、都市計画法第8条第1項第6号の「景観地区」の区域内における建築物の建築等を除く。)
- ⑦ 都市計画法第8条第1項第3号の「高度利用地区」の区域内における建築物(その容積率が、用途地域(都市計画法第8条第1項第1号の「用途地域」をいう。以下同じ。)に関する都市計画において定められた容積率の数値以上のもの、又は、建築基準法第59条第4項の規定による許可に係るものに限る。)の建築等
- ⑧ 都市計画法第8条第1項第4号の「特定街区」の区域内における建築物(その容積率が、用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値以上のもの、又は、その高さが、建築基準法第56条、同法第56条の2若しくは札幌圏都市計画高度地区規定書第1項の規定による限度を超えるものに限る。)の建築等
- ⑨ 都市計画法第8条第1項第4号の2の「都市再生特別地区」の区域内における建築物(その容積率が、用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値以上のもの、又は、その高さが、建築基準法第56条、同法第56条の2若しくは札幌圏都市計画高度地区規定書第1項の規定による限度を超えるものに限る。)の建築等
- ⑩ 都市計画法第12条の5第3項の「再開発等促進区」を定めた地区計画の区域内における建築物(建築基準法第68条の3第1項から第4項までの規定による認定又は許可に係るものに限る。)の建築等
- ⑪ 都市計画法第12条の8の規定により地区整備計画に制限を定めた地区計画(高度利用型地区計画)の区域内における建築物(その容積率が、用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値以上のもの、又は、建築基準法第68条の5の3第2項の規定による許可に係るものに限る。)の建築等
- ⑫ 都市計画法第12条の10の規定により地区整備計画に制限を定めた地区計画(街並み誘導型地区計画)の区域内における建築物(建築基準法第68条の5の5第2項の規定による認定に係るものに限る。)の建築等

2-3-1 大通地区景観計画重点区域における景観形成方針
 【景観形成の方針】

- ・みどりにあふれた、連続性のある街並み
- ・四季の彩りを生かした、美しい街並み
- ・都市形成の歴史と遺産を生かした、文化性豊かな街並み
- ・市民に親しまれる、開放的でにぎわいのある街並み



景観計画重点区域図（大通地区）



大通公園



札幌市資料館

2-3-2 大通地区景観計画重点区域における景観形成基準

建築物	位置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物の壁面は、道路境界から後退させるとともに、その後退部分は、歩道と一体感をもったデザイン化や緑化等を行うことにより、憩いとうるおいのあるオープンスペースを確保するよう努める。 ○ 壁面後退は、低層部分では3メートル以上とするよう努めるとともに、1階部分のみ後退させる場合の軒高は、3メートル以上とする。
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小規模な敷地に計画する建築物は、隣接する建築物等との共同化を図るよう努める。
	形態	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1階部分には、ショーウィンドウ・カフェテラス・レストラン等のサービス施設を配置するなど、歩行者に快適さを与えるよう努めるとともに、休日や夜間の景観にも配慮する。 ○ シャッターを配置する場合には、ショーウィンドウの内側に設置するか、又はグリルシャッターを使用するよう努める。 ○ 車の出入口は、やむを得ない場合を除き、公園に面して設置しない。
	外壁の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公園や周辺の建築物等との調和を図る。 ○ あたたかみのあるものとし、派手な色彩を大面積で使用しないようにする。 ○ なお、色彩は、別表3「色彩景観基準」に準じて行う。
	外壁の材質	<ul style="list-style-type: none"> ○ 汚れにくいものや変色しにくいものなど、美観を保持しやすい材質を使用する。 ○ 道路から見える側面も、正面と同様の仕上げとする。
	塔屋・屋上設備等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 塔屋・屋上設備等は、道路から見えない位置に配置するよう努める。 ○ 道路から見える位置に配置された屋上設備等は、壁面と調和したルーバー等で目かくしをする。
	建築物・屋外広告物以外の工作物	外構
駐車場		<ul style="list-style-type: none"> ○ 屋外駐車場は、道路側に植栽するなど、景観に配慮する。 ○ 車の出入口は、やむを得ない場合を除き、公園に面して設置しない。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動販売機類は、公園に面して設置しないよう努める。
屋外広告物	共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、ビルの名称を表示するものなど、自家用に供するもののみとし、位置・規模・色彩等は、建築物全体のデザインと調和するよう配慮する。 ○ 発光を伴うものは、動光等の変化をしないものとする。 ○ 色彩は、多色やけばけばしいものを使用しない。
	屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、建築物1棟につき1か所とする。 ○ 建築物と比べて極端に大きくなるよう、建築物との調和に十分配慮する。
	壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要最小限の数・面積とし、建築物の形態や外壁の色彩等と調和のとれたものとする。 ○ 窓面広告物は、ショーウィンドウ内を除き、原則として表示しない。
	突出広告物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 敷地内にまとめて共同表示するよう努める。 ○ 文字等の色彩は、派手なものを使用せず、基調となる色を統一するよう努める。

2-4-1 札幌駅南口地区景観計画重点区域における景観形成方針

- ・ 緑豊かで四季の彩りにあふれる街
- ・ すべての人に開かれた、魅力的で活気とやすらぎのある街
- ・ 文化のかおり高い、美しく洗練された空間を共有できる街



景観計画重点区域図（札幌駅南口地区）



札幌駅南口駅前の交差点付近



札幌駅南口駅前広場

2-4-2 札幌駅南口地区景観計画重点区域における景観形成基準

広場の演出		<ul style="list-style-type: none"> ○ 駅前広場は、活気とやすらぎに満ちた人の広場として、出会い・集い・語り・憩い・楽しむことができるよう演出する。
建築物等	敷地・緑化計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駅前広場からの空間の連続性を重視し、歩行者の視線レベルにある建物の低層部の開放感を演出し、ゆとりある歩行者空間を創出するよう、建築物等の配置に配慮する。 ○ 歩行者にうるおいとやすらぎを与えるよう、敷地内には植栽や花壇等を設け、緑化に努める。特に道路側のオープンスペースは、緑化修景に配慮し、建築物等との調和を図る。 ○ 街区全体に緑があふれるよう、オープンスペースの緑化の他、屋上や壁面等への立体緑化にも努める。 ○ 四季の彩りを演出するよう、植栽の種類や配置に配慮する。
	形態	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駅前広場からの広がり感を演出するよう、中高層部の圧迫感の軽減や、隣り合う建築物等とのスカイラインの連続性に配慮する。 ○ 駅前広場からの空間の連続性を図るよう、隣り合う建築物の低層部の軒高、壁面線、敷地際のしつらえに配慮する。 ○ 歩行者が楽しさとやすらぎを感じられるよう、低層部にはショーウィンドウ・カフェテラス・レストラン等の設置に努める。 ○ 歩行者が文化・芸術にふれられるよう、低層部にはギャラリー・モニュメント・オブジェ等の設置に努める。 ○ 低層部の開放感を演出し、閉店後でも歩いて楽しくなるようしつらえる。 ○ 歩行者空間は、四季を通してすべての人が移動しやすいよう、形態や材質・段差解消等に配慮する。 ○ 目新しさや話題性でデザインするのではなく、時間とともに建築物等の味わいを深め、社会環境の変化に対応できるようなデザインにする。 ○ 窓等のガラス面には、広告物等を掲出しない。ただし、ショーウィンドウや掲示スペースとして計画的に確保されているなど、良好な景観を損なわないものは除く。
	外壁の色彩・材質	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外壁の色彩は、周囲との調和や、連続する街並みに配慮する。 ○ 外壁のアクセントとなる色彩は、面積を抑えた効果的な使い方をする。 ○ 外壁の材質は、駅前広場や通りの質感・素材感との調和を心がけ、汚れが目立たない工夫をする。 ○ なお、色彩は、別表3「色彩景観基準」に準じて行う。
	塔屋・附帯設備等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駅前広場や通りから見えないように計画する。 ○ 縮小・集約化等を図り、建築物等と一体的になるよう計画する。 ○ スカイラインを乱さない形状とする。
	夜間景観	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夜の歩行空間を演出する照明装置やショーウィンドウ等の活用により、昼とは異なる魅力的な夜間景観の創出に努める。
	仮設物等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仮囲いやバリケード等の工事用仮設物や仮設建築物等は、良好な景観を損なわないよう、設置場所・形態・色彩等に配慮する。 ○ なお、色彩は、別表3「色彩景観基準」に準じて行う。
	自動販売機類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動販売機類は、建築物等と一体的になるよう計画する。なお、駅前広場や駅前通に面して設置しない。
景観の維持管理		<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地・建物所有者等と行政は、協働でより良い景観の形成と維持管理に努める。

2-5-1 札幌駅北口地区景観計画重点区域における景観形成方針

- ・ 緑豊かで、四季の彩りを生かした街
- ・ すべての人に開かれた、やさしく魅力的で活気にあふれる街
- ・ 文化のかおり高く、やすらぎのある空間を共有できる街



景観計画重点区域図（札幌駅北口地区）



札幌駅北口駅前広場



北8条通

2-5-2 札幌駅北口地区景観計画重点区域における景観形成基準

建築物等	敷地・緑化計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歩行者の視線レベルにある建物の低層部を開放的に計画し、ゆとりある歩行者空間が得られるよう、建築物等の配置に配慮する。 ○ うるおいとやすらぎが得られるよう、敷地内には植栽や花壇等を設け、道路側の空地は、地区周辺の緑と連続した緑化に努める。 ○ 街区全体に緑があふれるよう、屋上や壁面等への立体緑化にも努める。 ○ 四季の彩りが楽しめるよう、植栽の種類や配置に工夫し、建築物等との調和を図る。
	形態	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中高層部の圧迫感を軽減し、隣り合う建築物等とのスカイライン・低層部の軒高・壁面線等の連続性や敷地際のしつらえに配慮する。 ○ 低層部に開放感が得られるよう計画し、歩行者が休息できるベンチやカフェテラス等の設置に努め、歩いて楽しい空間を計画する。 ○ 歩行者空間は、四季を通して移動しやすいよう、段差をつくらず、また、形態や材質等に配慮し、連続性を大切に計画する。 ○ 歳月とともに建築物等が風格を増し、社会環境の変化に対応できるようなデザインにする。 ○ 窓等のガラス面には、広告物を掲出しない。
	外壁の色彩・材質	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外壁の色彩は、周囲との調和や、街並みに配慮する。 ○ 外壁のアクセントとなる色彩は、面積を抑えた効果的な使い方をする。 ○ 外壁の材質は、周囲の質感・素材感との調和を心がけ、汚れが目立たない工夫をする。 ○ なお、色彩は、別表3「色彩景観基準」に準じて行う。
	塔屋・屋上設備・附属建築物等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通りから見えないように計画する。 ○ 縮小・集約化等を図り、建築物等と一体的になるよう計画する。 ○ 建物自体のスカイラインを乱さない形状とする。
	夜間景観	<ul style="list-style-type: none"> ○ 昼とは異なる魅力的な夜間景観を計画するよう努める。
	自動販売機類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動販売機類は、街並みや空間の連続性に配慮し、建築物等と一体的になるよう計画する。なお、通りに面する場所に露出して設置しない。
	電線類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 美しい街並みに配慮し、電線や電柱等は地中化するよう努める。
	仮設物等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事用仮設物や仮設建築物等は、良好な景観を損なわないよう、設置場所・形態・色彩等に配慮する。 ○ なお、色彩は、別表3「色彩景観基準」に準じて行う。
景観の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地・建物所有者等と行政は、協働でより良い景観の形成と維持管理に努める。 	

2-6-1 札幌駅前通北街区地区景観計画重点区域における景観形成方針

街並みの目標像	建築物等の整備の指針
<p>1 都市形成の歴史を活かした統一感のある街並み</p>	<p>1-1 札幌駅前通の景観特性に配慮する 札幌駅前通は、都心の格子状の道路のなかでも、ゆとりのある幅員と、3列の並木による豊かな緑が特徴となっている。また、沿道の建築物の高さがほぼ道幅に近いスケールでそろっており、風格を感じさせる街並みの壁面が形成されている。こうした景観要素により、札幌駅前広場からの見通し景(ビスタ)が効いた統一感のある通りとなっている。 ビスタの効いた通りは、連続性のある強い印象を与える一方で、単調になりがちな面もあるが、札幌駅前通では、道庁赤レンガをアイストップとしたイチョウ並木をはじめ、一定の間隔で道路が交差することにより視界が開け、景観の変化を味わうことができる。 今後、土地利用が高度化し、新たなスカイラインが形成されていくことが考えられるが、街並みの統一感や辻ごとの変化を大切にすることが必要である。</p> <p>1-2 落ち着きある色彩計画により、周辺との調和に配慮する 札幌駅前通の街並みは、落ち着いた色調の建築物からなり、通りには道庁赤レンガを意識した素材や色の使用も見られる。 こうした色彩、素材の特徴や、建築物の高さと道幅とのバランスがとれた通りの困われ感を活かし、周辺と調和した落ち着きのある色彩計画とすることが大切である。</p>
<p>2 歩いて楽しいにぎわいを感じる街並み</p>	<p>2-1 低層部は、連続したにぎわいが感じられるよう配慮する 歩行者の目線に触れやすい低層部の表情は、にぎわい感がある街並みを形成するうえで重要な役割を果たす。 低層部に商業・飲食施設などを配置する場合は、建築物内部のにぎわいを感じられるよう、開放性を演出することが大切である。一方、業務施設等は営業時間外に閉鎖的にならないよう、通りの連続したにぎわい感の演出が求められる。 また、街並みににぎわい感には夜間の演出も重要である。札幌駅前通では、地下歩行空間のスルーホールの暖色系の光や冬期間のイルミネーションにより、楽しく歩ける環境が整えられている。沿道の建築物においても、これらと協調しながら夜間景観を演出することが必要である。 低層部の連続性、開放性や夜間景観の演出によって、時間帯を問わず、にぎわいが感じられるよう配慮することが大切である。</p>
<p>3 様々な活動による新たな都市文化を感じる街並み</p>	<p>3-1 オープンスペースを活用し、様々な活動が行われるよう配慮する 都市の魅力は、街並みや建築物等の美しさだけでなく、訪れた人々がまち歩きをしたり、休憩、読書や軽食をしたり、人の流れや動きを楽しんだりといった様々な活動の展開により、豊かな時間を過ごせることからもつくりられていく。 人々のまちなかでの様々な活動により、新たな都市文化が育まれるよう、道路と建築物の中間領域にオープンスペースを設け、演出することが大切である。</p>
<p>4 メインストリートとして品格のある街並み</p>	<p>4-1 品格ある街並み形成のため、質の高い形態意匠とするよう配慮する 札幌駅前通は、札幌の玄関口である札幌駅前広場からのメインストリートであり、この通りの景観は、札幌のイメージに及ぼす影響が大きい。 品格ある街並みを形成していくために、札幌駅前通沿道及び札幌駅前広場に面する建築物等の形態意匠の質を高めることが重要である。 このため、札幌駅前広場からの広がり感や空間の連続性に配慮するとともに、目新しさや話題性を形態意匠の抛りどころとせず、経年変化にも陳腐化しない形態意匠とすることが大切である。</p> <p>4-2 広告物は、街並みの品格を損なわないよう掲出方法に配慮する 広告物は、施設の案内誘導等や街並みににぎわいを演出する役割をもつ一方、掲出方法によっては乱雑な印象を与えるおそれがある。 このため、街並みの品格を損なわないよう、広告物の掲出方法に配慮することが大切である。</p>

4-3 無機質になりがちな付帯設備等は、形態意匠や位置等に配慮する

・屋上設備等は、必要な機器である一方、その形態意匠は無機質になりがちである。また自動販売機は、設置位置によって乱雑な印象を与える。

このため、これらの付帯設備等は、本体建築物と一体となるように形態意匠や設置位置に配慮することが大切である。

4-4 景観の維持管理に努める

良好な景観の形成には、建築当初の質の高さを維持していくことが必要である。

このため、建築物や敷地内の植栽等を、適切に管理することが求められる。

また、建築物除却後の更地は、廃れた印象を与えないよう、適切に維持管理を行うよう努めることが大切である。



景観計画重点区域図（札幌駅北口地区）



札幌駅前通交差点付近



北3条西2丁目付近

2-6-2 札幌駅前通北街区地区景観計画重点区域における景観形成基準

良好な景観の形成に関する方針		景観形成基準
街並みの目標像	建築物等の整備の指針	
1 都市形成の歴史を活かした統一感のある街並み	<p>1-1 札幌駅前通の景観特性に配慮する</p> <p>札幌駅前通は、都心の格子状の道路のなかでも、ゆとりのある幅員と、3列の並木による豊かな緑が特徴となっている。また、沿道の建築物の高さがほぼ道幅に近いスケールでそろっており、風格を感じさせる街並みの壁面が形成されている。こうした景観要素により、札幌駅前広場からの見通し景（ビスタ）が効いた統一感のある通りとなっている。</p> <p>ビスタの効いた通りは、連続性のある強い印象を与える一方で、単調になりがちな面もあるが、札幌駅前通では、道庁赤れんがをアイストップとしたイチョウ並木をはじめ、一定の間隔で道路が交差することにより視界が開け、景観の変化を味わうことができる。</p> <p>今後、土地利用が高度化し、新たなスカイラインが形成されていくことが考えられるが、街並みの統一感や辻ごとの変化を大切にすることが必要である。</p>	<p>中高層部の壁面位置の連続性に配慮した形態意匠とする。</p> <p>街区の角に位置する建築物は、隅切り部のオープンスペースの設置や両方の通りに向けた正面づくりなど、街角の印象を高めるよう配慮した形態意匠とする。</p>
	<p>1-2 落ち着いた色彩計画により、周辺との調和に配慮する</p> <p>札幌駅前通の街並みは、落ち着いた色調の建築物からなり、通りには道庁赤れんがを意識した素材や色の使用も見られる。</p> <p>こうした色彩、素材の特徴や、建築物の高さと道幅とのバランスがとれた通りの囲われ感を活かし、周辺と調和した落ち着いた色彩計画とすることが大切である。</p>	<p>建築物等は、別表3「色彩景観基準」(4)札幌の景観色70色と、その近似色（限界色票参照）とし、周辺との調和に配慮した色彩計画とする。ただし、れんがや札幌軟石などの自然素材を調色せず使用する場合はこの限りでない。</p> <p>建築物の表情に変化を与えるアクセントカラーは、低中層部で使用し、色数や面積を抑える。</p>
2 歩いて楽しいにぎわいを感じる街並み	<p>2-1 低層部は、連続したにぎわいが感じられるよう配慮する</p> <p>歩行者の目線に触れやすい低層部の表情は、にぎわい感がある街並みを形成するうえで重要な役割を果たす。</p> <p>低層部に商業・飲食施設などを配置する場合は、建築物内部のにぎわいを感じられるよう、開放性を演出することが大切である。一方、業務施設等は営業時間外に閉鎖的にならないよう、通りの連続したにぎわい感の演出が求められる。</p> <p>また、街並みににぎわい感には夜間の演出も重要である。札幌駅前通では、地下歩行空間のスルーホールの暖色系の光や冬期間のイルミネーションにより、楽しく歩ける環境が整えられている。沿道の建築物においても、これらと協調しながら夜間景観を演出することが必要である。</p> <p>低層部の連続性、開放性や夜間景観の演出によって、時間帯を問わず、にぎわいを感じられるよう配慮することが大切である。</p>	<p>建築物の2階以下で分節化し、低層部は周辺との連続性に配慮した形態意匠とする。</p> <p>低層部に設ける開口部は、開放性の確保やショーウィンドウの設置など、機能に応じて配慮した形態意匠とする。</p> <p>ショーウィンドウなど開口部から発せられる光、壁面やオープンスペース等の照明により、昼とは異なる魅力的な夜間景観の創出に努める。また、落ち着いた光や建築物の素材等を活かした照明計画に配慮する。</p> <p>自動車の出入口は、札幌駅前通に面して設置しない。ただし、障がい者用の駐車スペース等はこの限りでない。</p>

<p>3 様々な活動による新たな都市文化を感じる街並み</p>	<p>3-1 オープンスペースを活用し、様々な活動が行われるよう配慮する 都市の魅力は、街並みや建築物等の美しさだけではなく、訪れた人々がまち歩きをしたり、休憩、読書や軽食をしたり、人の流れや動きを楽しんだりといった様々な活動の展開により、豊かな時間を過ごせることからもつくられていく。 人々のまちなかでの様々な活動により、新たな都市文化が育まれるよう、道路と建築物の中間領域にオープンスペースを設け、演出することが大切である。</p>	<p>イベントやオープンカフェなど、にぎわいや憩いの場として活用されるよう、札幌駅前通に面してオープンスペースの設置に努める。 オープンスペースが魅力的に活用されるよう、植栽、意匠に配慮されたベンチ、日よけや移動式ワゴン等の設置に努める。 オープンスペースの舗装は、歩道と調和するよう仕上げるとともに、段差を生じないものとする。</p>
<p>4 メインストリートとして品格のある街並み</p>	<p>4-1 品格ある街並み形成のため、質の高い形態意匠とするよう配慮する 札幌駅前通は、札幌の玄関口である札幌駅前広場からのメインストリートであり、この通りの景観は、札幌のイメージに及ぼす影響が大きい。 品格ある街並みを形成していくために、札幌駅前通沿道及び札幌駅前広場に面する建築物等の形態意匠の質を高めることが重要である。 このため、札幌駅前広場からの広がり感や空間の連続性に配慮するとともに、目新しさや話題性を形態意匠の拠りどころとせず、経年変化にも陳腐化しない形態意匠とすることが大切である。</p> <p>4-2 広告物は、街並みの品格を損なわないよう掲出方法に配慮する 広告物は、施設の案内誘導等や街並みのにぎわいを演出する役割をもつ一方、掲出方法によっては乱雑な印象を与えるおそれがある。 このため、街並みの品格を損なわないよう、広告物の掲出方法に配慮することが大切である。</p> <p>4-3 無機質になりがちな付帯設備等は、形態意匠や位置等に配慮する 塔屋・屋上設備等は、必要な機器である一方、その形態意匠は無機質になりがちである。また自動販売機は、設置位置によって乱雑な印象を与える。 このため、これらの付帯設備等は、本体建築物と一体となるように形態意匠や設置位置に配慮することが大切である。</p> <p>4-4 景観の維持管理に努める 良好な景観の形成には、建築当初の質の高さを維持していくことが必要である。 このため、建築物や敷地内の植栽等を、適切に管理することが求められる。 また、建築物除却後の更地は、廃れた印象を与えないよう、適切に維持管理を行うよう努めることが大切である。</p>	<p>建築物等は、周囲と調和しない他の文化様式の模倣や疑似素材の使用をせず、質の高い形態意匠とするものとする。 札幌駅前広場に面する建築物は、中高層部の圧迫感の軽減や、隣り合う建築物等とのスカイラインの連続性に配慮する。 ショーウィンドウ等の内部の掲出物は、質の高いデザインとするよう配慮する。また、窓等のガラス面の内部には広告物を掲出しない。 塔屋・屋上設備等は、札幌駅前広場及び前面道路から直接見えない位置に配置する。やむを得ず前面道路から直接見える位置となる場合は、建築物の壁面と一体となった目隠し等を設ける。この場合、目隠し等の高さは10メートルを超えないものとする。 自動販売機等は、建築物と一体となるように設置するとともに札幌駅前広場及び札幌駅前通に正面を向けて設置しない。 より良い景観形成のため、土地所有者等は周辺と協調して、土地・建築物の維持管理に努める。</p>

別表3 色彩景観基準

(1) 建築物及び工作物の外観における基調となる色彩の範囲は『札幌の景観色 70 色』（マンセル値を参考）とする。

ただし、れんがや札幌軟石などの素材、使用規模等により景観形成上の支障がないと認められる場合、または道路交通法等の他法令に基準のある場合は、この限りでない。

(2) 計画建築物等の両側を意識した「向こう三軒両隣」の考え方にに基づき、周辺建築物等との調和に努めるとともに、特別な事情がない限り、同じ印象になるよう、または調和して見えるよう計画する。

(3) 色彩計画にあたっては次の考え方を基本に行なう。

- ① 計画地が建築物等の密集地である場合は、周辺に圧迫感を与えないよう、また、計画建築物等の向いている方角を考慮する
- ② 計画地が郊外である場合は、その土地の自然環境に見られる色(木の幹、土の色、石の色など)の類似色を選ぶことも考えられる
- ③ 計画建築物等の配色を考える場合は、街並みの連続性に配慮するとともに、アクセントカラーを用いるときは低層部分又は面積を抑えた効果的な使い方とする
- ④ 橋りょう、高架橋、擁壁などの大規模な水平工作物は、周りとの調和に配慮する
- ⑤ 鉄塔、煙突などの大規模な垂直工作物は、周囲環境と同化させる

(4) 札幌の景観色 70 色

10RP 9.0/0.8 Vp.-1 tone 薄桜 (うすぎくら)	2.5YR 9.0/0.5 Vp.-1 tone 雪灯 (ゆきあかり)	10YR 9.0/0.5 Vp.-1 tone 乳白 (ミルクスノー)	5GY 9.0/0.5 Vp.-1 tone 鈴蘭 (すずらん)	10G 9.0/0.8 Vp.-1 tone 陽光白 (シャインホワイト)	5BG 8.5/1.0 Vp.-1 tone 氷白 (アイスグリーン)	7.5PB 9.0/2.0 Vp.-2 tone 氷柱 (つらら)	2.5P 9.0/2.0 Vp.-2 tone 雪花 (せっか)	10B 9.0/1.5 Vp.-1 tone 水晶白 (クリスタルホワイト)	N9 新雪 (しんせつ)
5RP 8.5/0.5 Vp.-1 tone 綿毛 (わたげ)	5YR 8.5/0.5 Vp.-1 tone 百合が原 (ゆりがはら)	7.5Y 8.5/1.0 Vp.-1 tone 白樺 (しらかば)	5GY 8.5/1.5 Lgr.-1 tone 露の臺 (ふきのとう)	7.5G 8.0/2.0 Lgr.-1 tone 氷雨 (ひさめ)	5BG 8.0/2.0 Lgr.-1 tone 雪まつり (ゆきまつり)	6PB 8.5/2.0 Lgr.-1 tone 雪虫 (ゆきむし)	5RP 8.0/1.5 Lgr.-1 tone リラ霞 (りらかすみ)	10B 8.0/1.5 Vp.-1 tone 凍白 (とうはく)	PB N8.5 霧氷 (むひょう)
10R 8.0/1.0 Lgr.-1 tone 白茶 (しらちゃ)	7.5YR 7.5/1.0 Lgr.-1 tone 雪消水 (ゆきげみず)	5Y 8.0/2.0 Lgr.-1 tone 札幌玉葱 (さっぽろたまねぎ)	5GY 8.0/2.0 Lgr.-1 tone キャベツ (きゃべつ)	5G 7.0/2.0 Lgr.-2 tone 創成柳 (そうせいやなぎ)	5BG 7.0/2.0 Lgr.-2 tone 樹氷 (じゅひょう)	6PB 7.0/2.0 Lgr.-2 tone 雪影 (ゆきかげ)	5RP 7.0/2.0 Lgr.-2 tone ライラック (らいらくく)	2.5B 7.0/2.0 Lgr.-2 tone 薄氷 (うすこおり)	PB N7.5 銀鱗 (ぎんりん)
10R 7.0/1.5 Lgr.-2 tone カフェ・オーレ (かふえ・おーれ)	1Y 7.0/1.5 Lgr.-2 tone ベージュ (べーじゅ)	7.5Y 7.5/3.0 Lgr.-1 tone 薄 (すすき)	5GY 6.5/2.0 Lgr.-2 tone 中の島 (なかのしま)	2.5G 6.2/4.0 L.-2 tone 榆 (えるむ)	5BG 6.0/4.0 L.-2 tone 山鳴らし (やまならし)	6PB 6.0/5.0 L.-3 tone 蝦夷延胡索 (えぞえんごさく)	5RP 6.0/2.0 Gr.-1 tone 藤野 (ふじの)	5B 6.0/1.5 Lgr.-1 tone 札幌軟石 (さっぽろなんせき)	PB N6.5 吹雪 (ふりざーど)
10R 5.7/4.0 L.-2 tone ミルク金時 (みるくきんとき)	5YR 5.7/4.0 L.-2 tone 蝦夷栗鼠 (えぞりす)	2.5Y 5.7/4.0 L.-2 tone 馬鈴薯 (ばれいしょ)	7.5GY 5.7/4.0 L.-2 tone 羊ヶ丘 (ひつじがおか)	10GY 5.0/4.5 Dl.-1 tone モエシ沼 (もえしぬま)	5BG 4.3/4.0 L.-2 tone オーロラ (おーろら)	6PB 5.5/3.0 L.-2 tone ラベンダー (らべんだー)	7.5RP 4.5/2.0 Gr.-2 tone 雁金草 (かりがねそう)	5B 5.0/1.5 Gr.-1 tone 郭公 (かつこう)	PB N5.0 蝦夷臯 (えぞふくろう)
7.5R 3.0/8.0 Dp.-1 tone ペチカ (ペチカ)	5YR 4.0/6.0 Dl.-4 tone 蝦夷鹿 (えぞしか)	7.5YR 4.0/6.0 Dl.-4 tone ピア茶 (ひあちゃ)	5GY 4.0/6.0 Dl.-4 tone 藻岩山 (もいわやま)	10GY 4.0/4.0 Dl.-2 tone 三角山 (さんかくやま)	7.5G 4.0/4.0 Dl.-2 tone ポプラ (ぼぷら)	5PB 4.0/3.5 Dl.-2 tone 豊平川 (とよひらがわ)	7.5RP 2.3/4.0 Dk.-1 tone 小豆 (あずき)	10B 4.0/1.5 Gr.-2 tone 石切山 (いしきりやま)	PB N3.5 開拓使 (かいたくし)
7.5R 2.3/6.0 Dk.-1 tone 煉瓦 (れんが)	2.5YR 2.3/4.0 Dk.-1 tone 生チョコ (なまちょこ)	10YR 3.3/4.0 Dk.-1 tone 団栗 (どんぐり)	5GY 3.3/4.0 Dk.-1 tone 熊笹 (くまざさ)	2.5G 2.3/4.0 Dk.-1 tone 芸術の森 (げいじゅつのもり)	2.5BG 2.3/4.0 Dk.-1 tone 蝦夷松 (えぞまつ)	5PB 2.3/2.5 Dgr. Tone 藍の里 (あいのさと)	5RP 2.3/2.5 Dgr. Tone 蝦夷紫 (えぞむらさき)	5PB 2.0/1.5 Dgr. Tone 月無夜 (つきないど)	N1.5 墨烏 (すみからす)

上段 マンセル値とは：色を表す3属性（色相、明度、彩度）を数値化して色を表現したもの

下段 トーンとは：明暗、濃淡、派手地味など明度と彩度から生まれる色の調子

※この資料は、印刷のため実際のマンセル値とは異なります。正確には、塗装色見本を参考にしてください。